

IX 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第16回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅱ-1 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様・総括（1）
-----	----------	---------------------------	----	------------------	-------------------------

- ・ 第6次NACCSにおけるEDI仕様について必要な見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

【 第6次NACCSにおけるEDI仕様の基本方針 】

- ・ 第6次NACCSにおけるEDI仕様は、NACCSの安定的な継続利用を考慮し、原則として、第5次NACCSの仕様を踏襲する。ただし、これまでのWGにおける議論の内容を踏まえ、主に以下に示す項目について仕様の見直しを実施する（各項目の概要等はP16からP34を参照）。

項番	主な見直し項目	主な変更点の概要
1	パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了	NACCSパッケージソフトのうち、ゲートウェイ配下での利用の場合を除き、メール処理方式の提供を終了する。
2	オンライン処理方式の見直し～D/I処理方式の廃止～	自社システムとNACCSとの接続方式のうち、ダイレクト・インターフェース（D/I）処理方式を廃止する。
3	NACCSネットワークにおけるダイヤルアップ回線の廃止	NACCSネットワークにおける利用者アクセス回線のうち、ダイヤルアップ回線の提供を終了する。
4	バックアップ機能の改善～メイン・バックの切替方式の変更～	メインセンター及びバックアップセンター間の切替えについて、IPアドレスを手動で変更する方法から、DNSを使用した自動切替方法に変更する。
5	WebNACCSにおける電文受信ソフトの廃止	WebNACCSの利便性向上を図るため、電文受信ソフトなしで帳票を取得できるようにするとともに、電文受信ソフトを廃止する。
6	最大電文長の拡大	NACCS-EDI電文の最大電文長を500KBから700KBに拡大する。
7	最大添付ファイルサイズの拡大	添付ファイルの最大ファイルサイズを10MBまで拡大する。ただし、最大ファイルサイズは10MBの範囲で業務ごとに定めるものとする。
8	入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更	入力共通項目の中のシステム識別の設定値を、一部の業務の実施において変更する。

IX 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第16回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅱ-1 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様・総括（2）
-----	----------	---------------------------	----	------------------	-------------------------

詳細仕様検討結果

項番	主な見直し項目	主な変更点の概要
9	自社システム接続利用者様におけるNACCSの各サーバへのアクセス方法の変更	第6次NACCSにおけるバックアップ機能の改善に伴い、自社システム接続利用者様においてNACCSの各サーバにアクセスする際、IPアドレスを直接指定する方法から、DNSサーバを参照してIPアドレスを取得する方法に変更する。これに伴い、NACCSの各サーバへのアクセス方法に関する記載を追記する。
10	IPアドレス変換禁止ルールの緩和	第5次NACCSにおいて実施されていた、NACCSネットワーク接続におけるIPアドレスの変換（NAT）の禁止について、一定の条件を満たす場合であれば、IPアドレスの変換を可能とする旨を追記する。
11	添付ファイル名の日本語対応及び利用可能拡張子	添付ファイル名に日本語を使用することを可能とする。また、各種添付ファイル業務において添付可能な拡張子を以下のように限定する。特にこれまで一部の業務で利用可能であったZIP形式及びLZH形式ファイルの添付を不可とする。 【添付ファイルに利用可能な拡張子】（大文字、小文字は問わない。） "txt"、"doc"、"docx"、"ppt"、"pptx"、"xml"、"htm"、"html"、"rtf"、"jtd"、"xls"、"xlsx"、"csv"、"jpeg"、"jpe"、"jpg"、"tif"、"tiff"、"bmp"、"gif"、"png"、"pdf"、"jet"
12	利用者パスワードの仕様	【文字数】 パスワードの文字数が、6文字以上8文字以下であること。
13		【使用文字種】 パスワードは半角英大文字と半角数字を用いること。また、パスワードの文字種に半角英大文字と半角数字をそれぞれ最低1文字以上含んでいること。
14		【履歴管理】 現在の世代を含めて3世代分のパスワードを記録し、パスワード変更の際、これらのパスワードへの変更を不可とする。

IX 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第16回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅱ-1 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様・総括（3）
-----	----------	---------------------------	----	------------------	-------------------------

詳細仕様検討結果

項番	主な見直し項目	主な変更点の概要
15	NACCSネットワーク内で使用するドメイン名の変更	<p>① 第5次NACCSと第6次NACCSのドメイン名の違いを明確にするため、ドメイン名を以下のように変更する。 「naccs.customs」→「naccs6」</p> <p>② 第2レベルのドメイン名を以下のとおりとし、ご利用者様にメインセンター、バックアップセンターを意識いただく必要がないようにする。 本番環境→「prod.naccs6」 試験環境→「test.naccs6」</p>
16	NACCSパッケージソフトの対応OS・ブラウザ	<p>第6次NACCSのパッケージソフトにて対応するOS及びブラウザを以下のとおりとする。</p> <p>【対応OS】 Windows 7 (SP1)、Windows 8.1、Windows 10</p> <p>【対応ブラウザ】※1 Internet Explorer、Chrome、Edge</p> <p>※1：各ブラウザの対応バージョンについては、今後の動向を踏まえて検討する。</p>
17	その他	e b M S 処理方式に使用するサーバ証明書の利用ルールを明確化する。

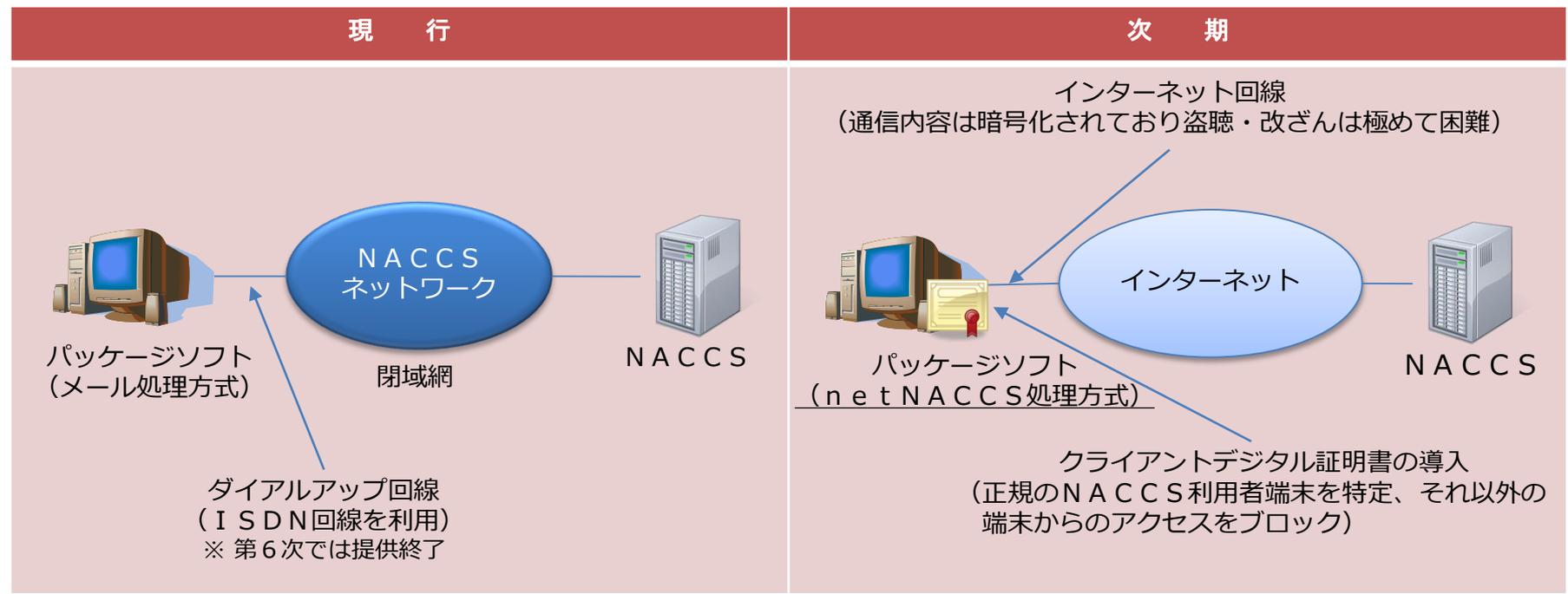
IX 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第16回 WG	基本 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様・個別 1. パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了（1）
-----	----------	-----------------	-----------	--

・ 第6次NACCSにおいては、ゲートウェイ配下での利用の場合を除き、パッケージソフト（メール処理方式）の提供を終了する。

詳細仕様検討結果

1. パッケージソフト（メール処理方式）については、ゲートウェイ配下での利用の場合を除き（注）、提供を終了する。
（注）ゲートウェイ配下での利用者に対しては、従来通り、パッケージソフト（メール処理方式）の提供を継続。
2. 現在、パッケージソフト（メール処理方式）を利用している利用者様には、netNACCS処理方式への切替えをお願いする。
（注）netNACCSは、インターネット使用となるがデジタル証明書の導入や通信の暗号化といった適切なセキュリティ対策を施しておりセキュリティを低下することなく、昨今ではコストメリットも得られる。



IX 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第16回	WG	基本 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様・個別 1. パッケージソフト（メール処理方式）の原則提供終了（2）
-----	----------	--------------	----	-----------	--

詳細仕様検討結果

パッケージソフト（メール処理方式）の提供終了に際して検討を要する課題に対する対応方法は、それぞれ以下のとおり。

WG委員から提起のあった 課題	対 応 方 法
「通関士証票番号登録（UTB）」業務が自社システムに入っておらず、メール処理方式の端末により行っており、パッケージソフト（メール処理方式）の提供が終了すると、通関士証票番号の変更等ができない。	現行UTB業務は、通関士本人の利用者ID（8桁）により当該利用者IDで利用可能な処理方式からでなければ、通関士証票番号の登録、修正、削除が行えない。このため、第6次NACCSにおいては、利用者IDの先頭5桁（利用者コード）が同一であれば本人以外の通関士の利用者ID及び処理方式からでも、UTB業務を実施できるように次期では業務仕様を改善する。
自社システムの障害時対策のためパッケージソフト（メール処理方式）を導入しているが、弊社の場合、netNACCSに切り替えると、全て社内LAN経由の接続となる為、社内LANに不具合が発生した場合netNACCSも使用ができない。	<ul style="list-style-type: none"> 社内LANを経由しない形でNACCSネットワークの専用線又はブロードバンド回線を導入し、NACCSパッケージソフト（インタラクティブ処理方式）を組み合わせる。 ゲートウェイ処理方式やSMTP双方向処理方式を利用している場合は、既に専用線が利用可能であるため、NACCSパッケージソフト（インタラクティブ処理方式）を導入する。
現行のメール処理方式で受信している電文についてnetNACCS経由の場合、受信が端末固定になると、都度、出力要請が必要となるのではないかと、また他の端末から出力要請をする場合、現行の方法だと、論理端末名及び端末アクセスキーを都度設定が必要となる事から負荷が大きい。また、社内LANが使用できない場合、電文の出力ができない。	<p>以下の設定を行うことにより、従来のパッケージソフト（メール処理方式）と同様の処理をnetNACCSでも可能となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 宛先管理設定により、取得したい出力情報(帳票電文)をnetNACCSを利用する論理端末名宛に出力するよう設定する。 netNACCSの自動タイマによる帳票取出機能により定期的に自動で帳票電文を取り出すように設定する。 ②の設定により、定期的に自動で帳票電文がnetNACCS端末に出力される。これにより、メール処理方式の動きと同様となるため、当該電文の受信を契機に業務を実施することが可能となる。
メール処理方式の電文受信を契機として業務が動く場合がある為、都度出力要請では対応できない。	<p>なお、他の端末から帳票電文を取り出す場合は、論理端末名及び端末アクセスキーによる取出しを行う。他の端末からの取出しが長期に及ぶ場合はU業務を使用して、出力先の論理端末名を変更する。</p>

IX 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様・個別 2. オンライン処理方式の見直し/EDIFACT電文及びXML電文
-----	----------	-----------------	-----------	---

- ・ 現行の接続方式のうち、ダイレクト・インターフェース（D/I）方式は、廃止する。
- ・ NACCS業務におけるe b M S処理方式の対応業務の見直しを実施する。
- ・ EDIFACT電文及びXML電文で利用可能な業務については限定する。

詳細仕様検討結果

- ・ 第6次NACCSにおけるオンライン処理方式は次のとおりとする。

処理方式		ネットワーク	利用プロトコル	電文形式	パッケージソフト
インタラクティブ 処理方式	会話型	NACCS ネットワーク	HTTP	NACCS-EDI電文	○
	SMTP双方向		SMTP	NACCS-EDI電文	-
XML電文				-	
メール処理方式			SMTP/POP 3	NACCS-EDI電文	○
				EDIFACT電文	-
				XML電文	-
e b M S処理方式	インターネット	HTTP(S)	NACCS-EDI電文	-	
XML電文			-		
netNACCS処理方式		HTTP(S)	NACCS-EDI電文	○	
WebNACCS処理方式		HTTP(S)	ブラウザ電文	-	

注1：EDIFACT電文及びXML電文で利用可能な業務については限定する。

注2：WebNACCS処理方式で利用可能な業務については限定する。

- ・ 第6次NACCSにおけるEDIFACTのメッセージバージョン等は、次のとおりとする。
 - (1) メッセージバージョン：D98B
 - (2) シンタクスルールのバージョン：Ver.3
 - (3) 文字セット：レベルA（UNOA）、「#」、「@」が使用可能
 - (4) 対象業務：WG資料参照
- ・ 第6次NACCSにおけるe b M Sのメッセージバージョン等は、次のとおりとする。
 - (1) メッセージバージョン：e b X M L M e s s a g e S e r v i c e v 2.0及びe b X M L C P P A v 2.0
 - (2) 対象業務：WG資料参照

IX 詳細仕様検討結果

・第6次NACCSネットワークにおいては、ダイヤルアップ回線の提供を終了する。

詳細仕様検討結果

- ・第6次NACCSネットワークにおいては、下表の回線の提供を予定しており、ダイヤルアップ回線については、提供を終了する。
- ・現在、ダイヤルアップ回線を使用している利用者様については、基本的には、**netNACCS処理方式への切替**(※)をお願いしたい。

(※) netNACCS 処理方式への切替にあたって

- 利用者様においてインターネット回線の設置に係る手間が発生するものの、それを上回る運用コスト上のメリットがあると考えられる。
- netNACCS処理方式への切替により、インターネットを使用することになるが、netNACCS処理方式ではクライアントデジタル証明書の導入や通信の暗号化といった適切なセキュリティ対策が施されており、セキュリティが低下することはない。

【ダイヤルアップ回線の廃止理由】

- ダイヤルアップ回線は、NTTのISDN回線を使用しているが、NTTよりISDN回線は2020年頃より順次廃止することが発表されており、将来的にNACCSネットワークにおいてダイヤルアップ回線は提供できなくなる。
- 現在では常時接続型の高速回線が安価に利用できるため、NACCSセンターが独自にダイヤルアップ回線を提供する必然性は薄れている。
- 第6次NACCSでは最大業務電文長の拡大や添付ファイルサイズの拡大を検討しており、ダイヤルアップ回線はNACCSを利用する回線として必ずしも適当ではなくなってきていると考えられる。

◎ 第6次NACCSにおいて提供予定の回線

回線種別	帯域
専用線	64kbps
	128kbps
	1Mbps
	3Mbps
	5Mbps
	10Mbps
ブロードバンド回線 (ADSL)	上り 5 Mbps, 下り 47Mbps (ベストエフォート)
ブロードバンド回線 (光)	100Mbps (ベストエフォート)

(注) 上表に示す各回線の利用料金は、現在検討中。

IX 詳細仕様検討結果

EDI 航空 第22回 基本 第6次NACCSにおけるEDI仕様・個別 海上 WG III (参考) 第6次NACCSネットワーク(1)

- 第6次NACCSネットワークにおいては、回線の航空/海上区分を廃止し、新たにオプションメニューを追加する。

詳細仕様検討結果

(1) 第6次NACCS提供回線メニュー

第6次NACCSネットワークにおいては以下の回線の提供を予定しており、また、回線の航空/海上区分を廃止することに伴い、新たにオプションメニューを追加する予定としている。なお、各回線の利用料金は、現在検討中であり、今後の提示を予定している。

回線メニュー		帯域	備考
専用線		64kbps	
		128kbps	
		1Mbps	
		3Mbps	
		5Mbps	
		10Mbps	
ブロードバンド回線	ADSL	上り5Mbps,下り47Mbps (ベストエフォート)	※ブロードバンド回線(光)が敷設できない場合のみ提供。 ※現行利用の場合は、継続して利用可能。
	光	100Mbps (ベストエフォート)	

(2) 第6次NACCS提供オプションメニュー

オプションメニュー	内容
24時間365日保守	保守対応を24時間365日実施。
予備機	通信機器(ルーター)の予備機を利用者側に設置する。 ※冗長化を選択する場合、予備機設置は行わない。
冗長化	BB光回線及び通信機器を専用線のバックアップ回線として構成する。
Ping監視	通信機器に対して定期的にpingコマンドを発行し、通信機器及び回線の死活監視を行う。

IX 詳細仕様検討結果

EDI 航空海上 第22回WG 基本Ⅲ 第6次NACCSにおけるEDI仕様・個別
(参考) 第6次NACCSネットワーク(2)

詳細仕様検討結果

回線種別毎に選択可能なオプションを下表に「○」で示す。

(1) 平日日勤帯保守 (保守対応は9時~18時を予定)

回線メニュー	帯域等	オプションメニュー		
		予備機設置	冗長化	Ping監視
専用線	64kbps	×	×	×
	128kbps	×	×	×
	1Mbps	×	×	×
	3Mbps	×	×	×
	5Mbps	×	×	×
	10Mbps	×	×	×
ブロードバンド回線	A D S L	×	×	×
	光	×	×	×

(2) 24時間 365日保守

回線メニュー	帯域等	オプションメニュー		
		予備機設置	冗長化	Ping監視
専用線	64kbps	○	×	○
	128kbps	○	×	○
	1Mbps	○ (※)	○	○
	3Mbps	○ (※)	○	○
	5Mbps	○ (※)	○	○
	10Mbps	○ (※)	○	○
ブロードバンド回線	A D S L	○	×	×
	光	○	×	×

※ 冗長化を選択する場合、予備機設置は行わない。

IX 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回	WG	基本 II-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様・個別 4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能（1）
-----	----------	--------------	----	------------	--

- ・ 大規模災害や大規模障害への対応を強化するため、バックアップ機能を改善する。

詳細仕様検討結果

1. 切り替え時間等の短縮化

項目	改善内容
メインセンター～バックアップセンター間の切替え及び切戻し時間の短縮	メインセンターからバックアップセンターに切り替える時間（切替時間）、及びバックアップセンターからメインセンターに再度切り替える時間（切戻し時間）の短縮を図る。

作業内容	現行システム	次期システム
メインセンターからバックアップセンターへの切替時間	概ね1時間を要する。	切替作業方法の見直し等を行うことにより、切替時間の短縮を図る。
バックアップセンターからメインセンターへの切戻し時間	1日あたり概ね4時間の停止が2日間必要となるため、計8時間の停止が必要となる。	切戻し作業方法の見直し等を行うことにより、切戻し時間の短縮を図る。

2. 関係省庁手続のバックアップ機能の強化

項目	改善内容
関係省庁に係る手続に関するバックアップ機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物検疫関連手続、植物検疫関連手続及び輸入食品に関連する手続についてバックアップ機能の強化を図る。 ・ 港湾サブシステムについては、NACCSへの完全統合を図ることに伴いバックアップ機能を設け、大規模災害や大規模障害への対応を可能とする。

IX 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回 WG	基本 II-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様・個別 4. 第6次NACCSにおけるバックアップ機能(2)
-----	----------	-----------------	------------	--

詳細仕様検討結果

3. 切替方法の改善

第6次NACCSにおいては、利用者は処理形態に応じ以下の設定を行うのみで、利用者が切替作業を行うことなく、メインセンターからバックアップセンターへの切替を可能とするよう見直しを実施する（原則として、切替作業は全てセンター側の設備で行う。）。

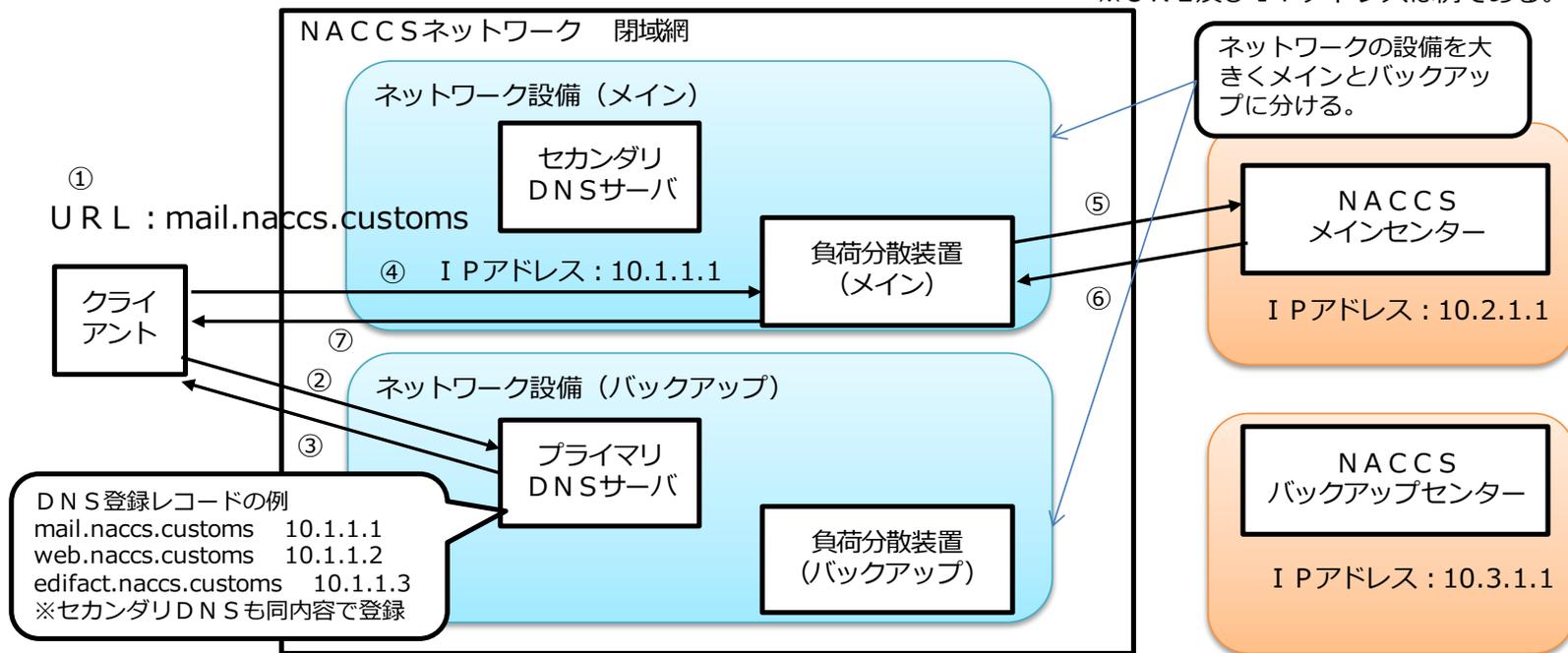
処理形態		設定方法
パッケージソフト インタラクティブ処理方式 netNACCS処理方式		パッケージソフトのオプション設定画面における「接続先サーバ」を常に「本番環境」に設定。
自社システム	SMT P 双方向処理方式 SMT P / P O P 3 処理方式	<p>自社システムを、常に以下の手順でNACCSに接続。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① センターは予め各フロントサーバのドメイン名とDNSサーバ等のIPアドレスを通知。 ② 自社システムは、DNSサーバ等に対して各フロントサーバのドメイン名を用いて、ドメイン名に対応するIPアドレスを問合せ（備考）。 ③ 自社システムは、DNSサーバ等から返されるIPアドレスに対して電文の送受信を実施。 <p>（参考）メインセンターからバックアップセンターへの切替は、センター側でDNSサーバ内の各フロントサーバのIPアドレスを、メインセンターのIPアドレスからバックアップセンターのIPアドレスに切り替えることにより実施。</p>
	e b M S 処理方式	e b M S におけるC P A 情報を常に「本番環境」のものを使用。 （注）メインセンターからバックアップセンターへの切替時においてもC P A 情報は変更しない。

備考. 上記切替の実現のため、自社システムでは、NACCSとの接続に先立ち、必ずDNSサーバ等に各フロントサーバのIPアドレスの問合せを行うように変更し、DNSサーバ等から返された各フロントサーバのIPアドレスに対して、電文の送受信を行うことになる。

詳細仕様検討結果

- メインセンター～バックアップセンター間の切替作業について、IPアドレスを手動で変更する方法から、DNSを用いた自動的な切替を行う方法に変更する。
- NACCS側のIPアドレスを直接指定して通信を行うことを希望されるご利用者様は別途ご相談いただきたい。
- 以下に第6次NACCSにおけるメインセンター～バックアップセンター間の切替方法の具体的な流れ(正常時)を示す。

※URL及びIPアドレスは例である。

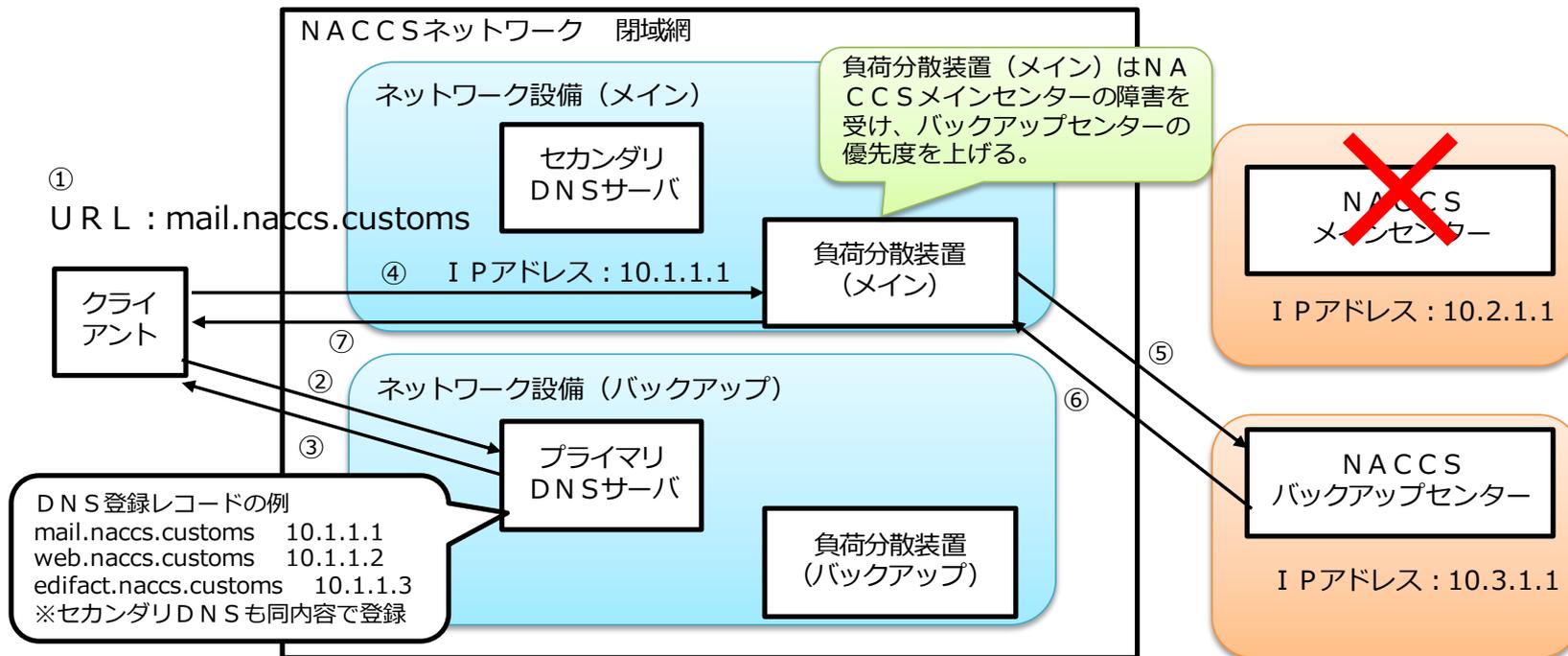


- SMT P / P O P 3 処理方式における宛先URLをmail.naccs.customsとする。
- クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたプライマリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを問い合わせる。
- プライマリDNSサーバからIPアドレスは10.1.1.1であると返される。
- クライアントは10.1.1.1(負荷分散装置(メイン))に対してIPパケットを送信する。
- 負荷分散装置(メイン)はNACCSメインセンターに対してIPパケットを送信する。
- NACCSメインセンターは戻りのIPパケットを負荷分散装置(メイン)に送信する。
- 負荷分散装置(メイン)はクライアントに対して戻りのIPパケットを送信する。

詳細仕様検討結果

- 以下にメインセンター障害時におけるNACCSとの通信方法を示す。

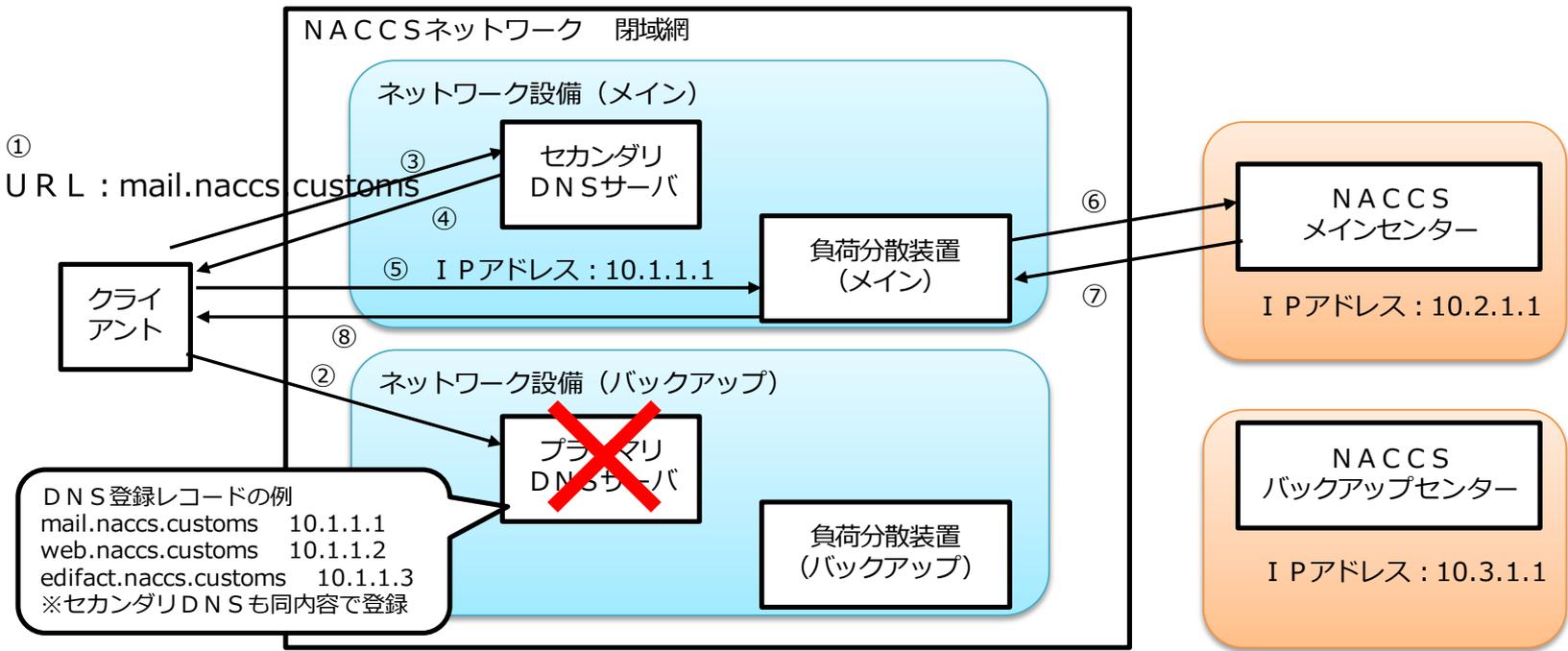
※URL及びIPアドレスは例である。



- SMTP/POP3処理方式における宛先URLをmail.naccs.customsとする。このURLは正常時と同様とする。
- クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたプライマリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを問い合わせる。
- プライマリDNSサーバからIPアドレスは10.1.1.1であると返される。
- クライアントは10.1.1.1（負荷分散装置（メイン））に対してIPパケットを送信する。
- 負荷分散装置（メイン）はNACCSバックアップセンターに対してIPパケットを送信する。
- NACCSバックアップセンターは戻りのIPパケットを負荷分散装置（メイン）に送信する。
- 負荷分散装置（メイン）はクライアントに対して戻りのIPパケットを送信する。

詳細仕様検討結果

- 以下にプライマリDNSサーバ障害時におけるNACCSとの通信方法を示す。
※URL及びIPアドレスは例である。

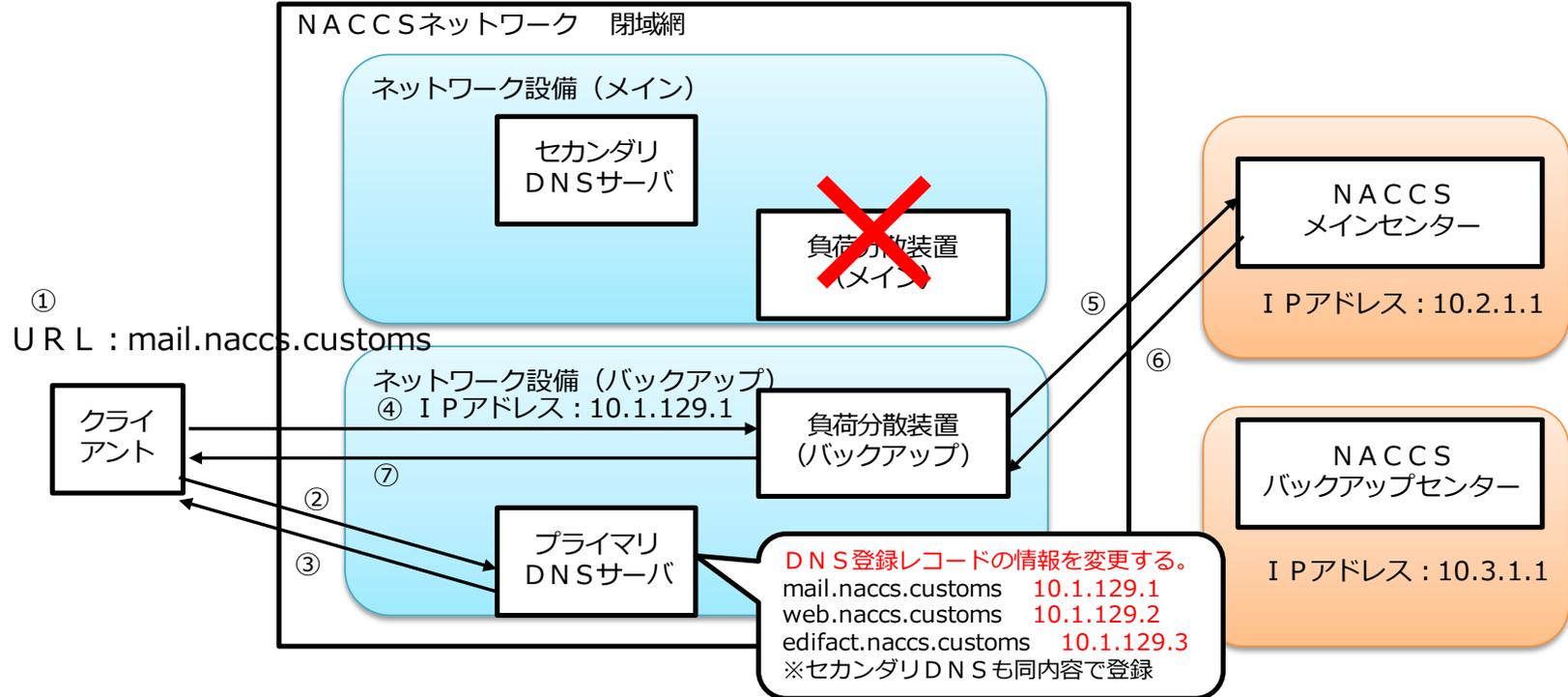


- SMT P / P O P 3 処理方式における宛先URL をmail.naccs.customsとする。
- クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたプライマリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを問い合わせる。このとき障害のため、プライマリDNSサーバからの応答はない。
- プライマリDNSサーバからの応答がない場合、クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたセカンダリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを調べる。
- セカンダリDNSサーバからIPアドレスは10.1.1.1であると返される。
- クライアントは10.1.1.1(負荷分散装置(メイン))に対してIPパケットを送信する。
- 負荷分散装置(メイン)はNACCSメインセンターに対してIPパケットを送信する。
- NACCSメインセンターは戻りのIPパケットを負荷分散装置(メイン)に送信する。
- 負荷分散装置(メイン)はクライアントに対して戻りのIPパケットを送信する。

詳細仕様検討結果

- 以下に負荷分散装置(メイン)障害時におけるNACCSとの通信方法を示す。

※URL及びIPアドレスは例である。

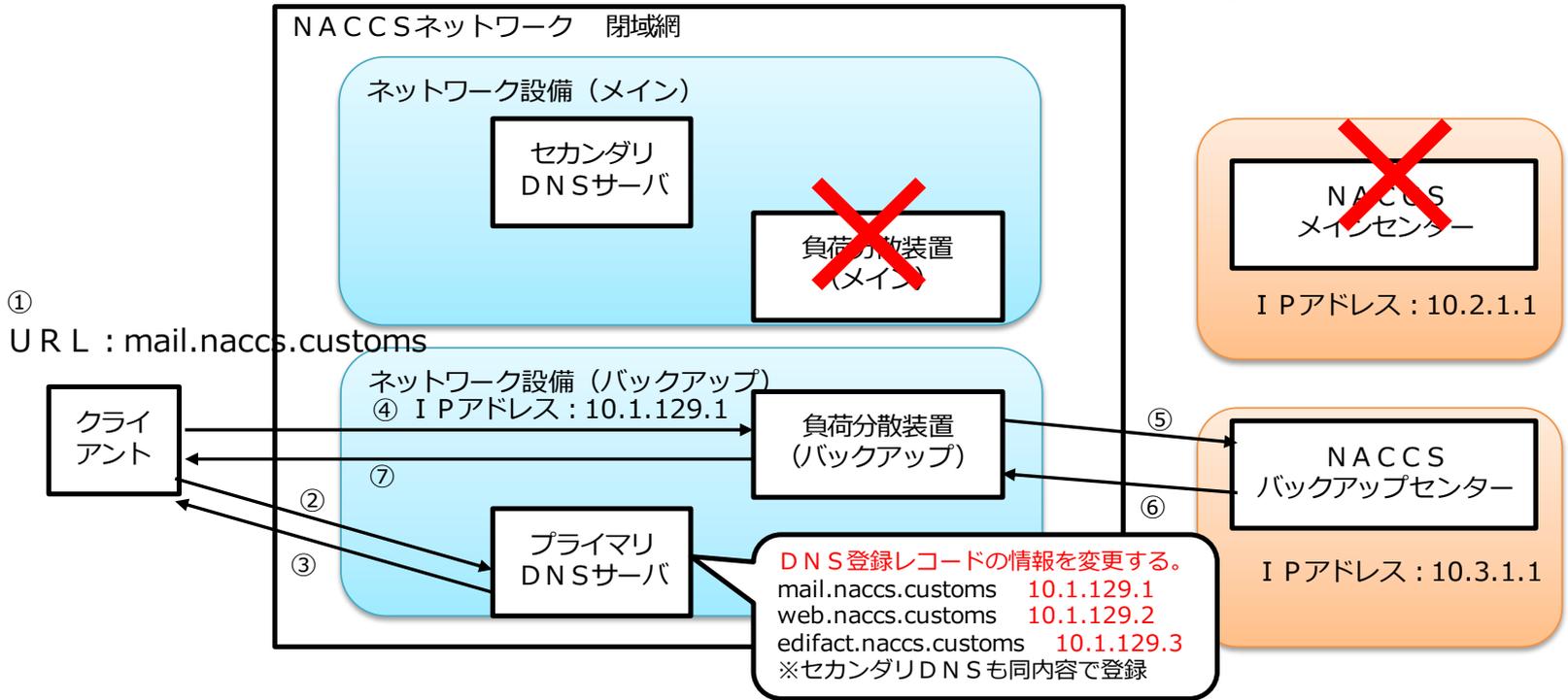


※プライマリDNSサーバにおいて、負荷分散装置の宛先を10.1.1.1 (メイン) から10.1.129.1 (バックアップ) に書き換える。

- SMT P / P O P 3 処理方式における宛先URL をmail.naccs.customsとする。
- クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたプライマリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを問い合わせる。
- 負荷分散装置(メイン)の障害を受け、プライマリDNSサーバからIPアドレスは10.1.129.1であると返される。
- クライアントは10.1.129.1(負荷分散装置(バックアップ))に対してIPパケットを送信する。
- 負荷分散装置(バックアップ)はNACCSメインセンターに対してIPパケットを送信する。
- NACCSメインセンターは戻りのIPパケットを負荷分散装置(バックアップ)に送信する。
- 負荷分散装置(バックアップ)はクライアントに対して戻りのIPパケットを送信する。

詳細仕様検討結果

- 以下にメインセンター及び負荷分散装置(メイン)障害時におけるNACCSとの通信方法を示す。
※URL及びIPアドレスは例である。



※プライマリDNSサーバにおいて、負荷分散装置の宛先を10.1.129.1(メイン)から10.1.129.1(バックアップ)に書き換える。

- SMTP/POP3処理方式における宛先URLをmail.naccs.customsとする。
- クライアントは、予めNACCSセンターより指定されたプライマリDNSサーバに対して、mail.naccs.customsのIPアドレスを問い合わせる。
- 負荷分散装置(メイン)の障害を受け、プライマリDNSサーバからIPアドレスは10.1.129.1であると返される。
- クライアントは10.1.129.1(負荷分散装置(バックアップ))に対してIPパケットを送信する。
- 負荷分散装置(バックアップ)はNACCSメインセンターの障害を受け、バックアップセンターに対してIPパケットを送信する。
- NACCSバックアップセンターは戻りのIPパケットを負荷分散装置(バックアップ)に送信する。
- 負荷分散装置(バックアップ)はクライアントに対して戻りのIPパケットを送信する。

IX 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回	WG	基本 Ⅲ	第6次NACCSにおけるEDI仕様・個別 5. WebNACCSにおける電文受信ソフトの廃止
-----	----------	--------------	----	---------	---

- WebNACCSの利便性向上を図るため、電文受信ソフトなしで帳票を取得できるようにするとともに、電文受信ソフトを廃止する。

詳細仕様検討結果

- 第6次NACCSにおいては、WebNACCSの対象業務の拡大等に伴い、WebNACCS利用者における利便性の向上を目的として、電文受信ソフトを廃止し、PDFファイルのダウンロード等により帳票を取得できるようにすることとしている。
- 一方、電文受信ソフトの廃止により、第6次NACCSにおいて、WebNACCSのみを利用する場合はEXC電文を受信できなくなる。
- しかしながら、第6次NACCSにおけるWebNACCS対象業務は限定的であり（主に照会業務や海上入出港に係る業務）、WebNACCSのみを利用する利用者自体も限定されること（基本的には他の処理方式を併用することが考えられる。）から、実質的には影響は無いと考えられる。

注：ただし、WebNACCSのみを利用している者に対してEXC電文が送信される可能性もあるため、WebNACCSのみを利用する者宛てEXC電文が送信される業務については、エラーとする等の対応を図ることとする。

- 具体例を示すと、内航船のみの入出港業務をWebNACCSで利用する場合は、EXC電文そのものが存在しないことから、何らの影響は生じないが、外航船と内航船の両方の入出港業務を行う場合は、外航船手続においてはEXC電文が存在するため、WebNACCS以外にパッケージソフト等の利用が必須となる。

参考：WebNACCSのみの利用で問題が生じないと考えられる業種（EXC電文が存在しない）

- ・船会社・船舶代理店（内航船業務のみを行う者に限る。）
- ・損害保険会社

上記業種以外の場合は、EXC電文の受信が想定されるため、WebNACCSと他の方式（パッケージソフト、自社システム）の併用が必須となる。

IX 詳細仕様検討結果

EDI	航空海上	第12回 第17回 WG	基本 Ⅲ-2,6	第6次NACCSにおけるEDI仕様・個別 6. 及び7. 最大電文長 及び 添付ファイル最大サイズの見直し
-----	------	-----------------	-------------	--

- 第6次NACCSにおける最大電文長 及び 添付ファイル最大サイズについて見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

1. 最大電文長の見直し

NACCS – EDI 電文の最大電文長（添付ファイルを除く。）を700,000バイト（700KB）とする。

【参考】

- ① 第6次NACCSの業務見直し（登録可能制限値の拡大等）により、出力電文が分割されることがあるため、可能な限り最大電文長を拡大することが望ましい。
- ② 第6次NACCSの業務見直し（1便あたりの旅客数の拡大等）により、旅客氏名表等の電文長が500,000バイトを超えることが想定される。
- ③ 最大電文長を実際の電文長を考慮せず、無制限に長くした場合、DBなどのハード設計が非効率となるおそれがある。

2. 添付ファイル最大サイズの見直し

	現行システム	次期システム
添付ファイルの最大サイズ	3,000,000バイト (3MB) ※1	10,000,000バイト (10MB) ※3
1度に添付できる添付ファイルの最大数	各業務仕様による※2	同左

- ※1 動物検疫業務及び植物検疫業務については、業務によって1～3MBを添付ファイルの最大サイズとしている。
- ※2 複数の添付ファイル全体の合計サイズが、添付ファイルの最大サイズを超えないこと。
- ※3 動物検疫業務及び植物検疫業務については、1～5MBを最大サイズとする。

(注) 厚生労働省検疫所（食品）、農林水産省動物検疫所、同植物防疫所に対する手続で汎用的に利用可能な添付ファイルの仕組みについては、後記P139、140を参照。

IX 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回	WG	基本 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様・個別 8. 入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更（1）
-----	----------	--------------	----	-----------	---

- ・ 自社システム接続（SMTP双方向処理方式及びメール処理方式（ただし、EDIFACTを除く））から送信される入力共通項目の中のシステム識別欄について見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

- ・ 第5次NACCSにおける自社システム接続（SMTP双方向処理方式及びメール処理方式（ただし、EDIFACTを除く））においては、右表のとおり入力共通項目の中のシステム識別欄に、実施する業務に応じた値を設定し、処理要求電文を送信している。
- ・ 第6次NACCSにおいては、一部の業務（次頁参照）において、システム識別欄に設定する値が変更となる。このため、自社システム接続において該当する業務を実施する場合は、システム識別欄に適切な値を設定し、処理要求電文を送信する必要がある。
- ・ EDIFACT利用者は、システム識別を設定していないため本件について対応する必要はない。

参考 入力共通項目

項番	項目名	桁
1	制御情報	3
2	業務コード	5
3	(予約エリア)	21
4	利用者コード	5
5	識別番号	3
6	利用者パスワード	8
7	(予約エリア)	174
8	電文引継情報	26
9	(予約エリア)	8
10	入力情報特定番号	10
11	索引引継情報	100
12	(予約エリア)	1
13	システム識別	1
14	(予約エリア)	27
15	電文長	6
16	合計	398

NACCS: (航空:1 海上:2)
 輸入食品監視支援業務:4
 植物検疫関連業務:5
 動物検疫関連業務:6
 貿易管理サブシステム:7
 港湾関連業務:8
 乗員上陸許可支援システム:9

IX 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第12回 第17回	WG	基本 Ⅲ-1	第6次NACCSにおけるEDI仕様・個別 8. 入力共通項目におけるシステム識別の設定値の変更(2)
-----	----------	--------------	----	-----------	---

詳細仕様検討結果

- 以下の表中にある業務を第6次NACCSで実施する場合、「新システム識別」欄に示す値を使用する必要がある(自社システムにおいてシステム識別欄に新システム識別にて示した値を設定する)。
- なお、各業務において設定すべきシステム識別の値はEDI仕様書の付録にて提示する予定である。

参考 システム識別が変更となる業務の一覧

項番	業務名	業務コード		システム識別		項番	業務名	業務コード		システム識別	
		第5次	第6次	第5次	第6次			第5次	第6次	第5次	第6次
1	船舶基本情報登録	VBX	同左	2	8	14	入港前統一申請呼出し	—	VPX11	—	8
2	船舶基本情報訂正	VBY	同左	2	8	15	入港届等	VIX	同左	2	8
3	船舶基本情報訂正呼出し	VBY11	同左	2	8	16	入港届等呼出し	—	VIX11	—	8
4	船舶運航情報登録	VTX01	同左	2	8	17	移動届	VMR	同左	2	8
5	乗組員情報登録	VTX02	同左	2	8	18	移動届呼出し	VMR11	同左	2	8
6	旅客情報登録	VTX03	同左	2	8	19	出港届等	VOX	同左	2	8
7	船用品情報登録	VTX04	同左	2	8	20	出港届等呼出し	—	VOX11	—	8
8	船舶運航情報登録呼出し	VTX11	同左	2	8	21	入出港届等照会	IVS	同左	2	8
9	乗組員情報登録呼出し	VTX12	同左	2	8	22	届出申請一覧呼出し	CRW01	IVS へ統合	9	8
10	旅客情報登録呼出し	VTX13	同左	2	8	23	届出申請情報照会	CRW02	IVS へ統合	9	8
11	船用品情報登録呼出し	VTX14	同左	2	8						
12	入港前統一申請	VPX	同左	2	8						
13	乗員上陸許可申請	CRW03	VPX へ統合	9	8						

EDI

航空
海上第20回
WG基本
Ⅱ-1第6次NACCSにおけるEDI仕様・個別
15. NACCSネットワーク内で使用するドメイン名の変更（1）

- ・ 利用者に意識させることなくメインセンターとバックアップセンターとの間で切替を実施するにあたり、NACCSネットワークにおいて使用しているドメイン名を、以下のとおり変更する。

詳細仕様検討結果

- ・ ご利用者様に意識をいただくことなくメインセンターとバックアップセンター間の切替を実施するため、NACCSネットワークにおいて使用しているドメイン名を以下のとおり変更する。
- ・ 第1レベルのドメイン名である「customs」を廃止するとともに、これまでの第2レベルのドメイン名「naccs」の末尾に、第6次NACCSを示す「6」を付与し、第5次NACCSと第6次NACCSのドメイン名を明確に分ける（表1）。
- ・ 第6次NACCSにおける第2レベルのドメイン名に「prod」（本番環境）と「test」（試験環境）の2種類を設定し（表2）、第5次NACCSで使用していた「main」（メインセンター）や「back」（バックアップセンター）といったドメイン名を廃止する。
- ・ 第6次NACCSにおいては原則として、メインセンター運用時（通常運用時）、バックアップセンター切替時（メインセンター被災時や障害時）のいずれによらず、常に「prod」ドメインにアクセスすることとする。また、接続試験等、試験を行う場合に限り、「test」ドメインにアクセスすることとする。

表1. NACCSネットワーク内におけるドメイン名の変更

	第5次NACCS	第6次NACCS
ドメイン名	naccs.customs	naccs6

表2. 第6次NACCSにおける各環境の第2レベルまでのドメイン名

	第6次NACCSのドメイン名
本番環境	prod.naccs6
試験環境	test.naccs6

※prod : production environment（本番環境）の略

詳細仕様検討結果

- 本番環境及び試験環境における各サーバのドメイン名は以下のとおりとなる。なお、表3、表4の各サーバのドメイン名は、現在の想定であり、今後の開発工程において変更があり得る。
- 表3で示すサーバのドメイン名は、メインセンター及びバックアップセンターで共通のドメイン名である。ご利用者様はメインセンター及びバックアップセンターを意識することなく、常にこの表に示すドメイン名にて第6次NACCSの各サーバにアクセスしていただくことになる。
- 接続試験等、試験を行う場合は表4に示すドメイン名にて第6次NACCSにアクセスしていただくことになる。

表3. 第6次NACCSにおける本番環境の各サーバのドメイン名（例）

サーバ名	第6次NACCSのドメイン名
メールサーバ	mail.prod.naccs6
S M T P 双方向サーバ	smtp.prod.naccs6

表4. 第6次NACCSにおける試験環境の各サーバのドメイン名（例）

サーバ名	第6次NACCSのドメイン名
メールサーバ	mail.test.naccs6
S M T P 双方向サーバ	smtp.test.naccs6

IX 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第10回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 Ⅲ-8	WebNACCS対象業務の拡大・総括
-----	----------	---------------------------	----	-----------	--------------------

・ WebNACCS処理方式についてその対象業務の拡大を図るとともに、スマートフォン等での利用についても検討する。

詳細仕様検討結果

区分	概要
1. 個別検討事項	Webインターフェース対象業務の拡大
2. 現行仕様	CY搬出入業務、APS業務においてWebインターフェース業務を提供している。
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	<ul style="list-style-type: none"> ① 利用者から、入出港業務（海上）及び照会業務（航空・海上）について、Webインターフェースによる業務提供の要望がある。 ② 業種・業務によっては現行パッケージソフトが提供する高度な機能や操作性を必要としないケースがある。
4. 次期仕様	経済性や機能性を考慮したうえで、Webインターフェースの対応を図る。
5. 導入に係る検討結果	<p>Webインターフェースの対応に係る検討結果は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象業務 <ul style="list-style-type: none"> ① 入出港業務（海上） ② 一部照会業務（航空・海上） ③ 包括保険登録手続き関係（航空・海上） ④ 既存業務（動植物検疫関係手続き）注：CY搬出入関連は廃止 2. 動作保障の対象OS・ブラウザ <ul style="list-style-type: none"> ① OS：Windows7（SP1）、Windows8.1、Windows10 ② ブラウザ：Internet Explorer、Chrome、Edge 3. セキュリティ <p>セキュリティ対策としてデジタル証明書の利用を必須とする。 注：上記を踏まえスマートフォンについては、動作保障の対象外とする。</p> 4. WebNACCSにおける利用者IDの見直し <p>WebNACCSを利用するための利用者IDについては、インターネット接続とその他の接続とを区別する必要があるため、netNACCS同様、利用者IDの識別番号3桁目を英字とする。等</p>

IX 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅲ-8	WebNACCS対象業務の拡大・個別 1. 対象業務(1)
-----	----------	------------	-----------	----------------------------------

- WebNACCS処理方式について、対象業務の拡大を図る。

詳細仕様検討結果

第6次NACCSにおけるWebNACCS追加対象業務(入出港関連業務)

海空	業務名	業務コード	海空	業務名	業務コード	海空	業務名	業務コード
海	船舶基本情報登録	V B X	海	入港届等B呼出し	V I T 1 1 ※	海	出港届等呼出し(内航船)	J O T 1 1 ※
	船舶基本情報訂正	V B Y		移動届	V M R		入港料減免・還付申請	K I T ※
	船舶基本情報訂正呼出し	V B Y 1 1		移動届呼出し	V M R 1 1		入港料減免・還付申請呼出し	K I T 1 1 ※
	船舶運航情報登録	V T X 0 1		出港届等	V O X		船舶運航動静通知	K M T ※
	乗組員情報登録	V T X 0 2		出港届等呼出し	V O X 1 1		船舶運航動静通知呼出し	K M T 1 1 ※
	旅客情報登録	V T X 0 3		出港届等B	V O T ※		海側施設使用許可申請	K S T ※
	船用品情報登録	V T X 0 4		出港届等B呼出し	V O T 1 1 ※		海側施設使用許可申請呼出し	K S T 1 1 ※
	船舶運航情報登録呼出し	V T X 1 1		入出港届等照会	I V S		陸側施設使用許可申請	K L T ※
	乗組員情報登録呼出し	V T X 1 2		船舶基本情報登録(内航船)	J B X ※		陸側施設使用許可申請呼出し	K L T 1 1 ※
	旅客情報登録呼出し	V T X 1 3		船舶基本情報訂正(内航船)	J B Y ※		ファイル申請	K F T
	船用品情報登録呼出し	V T X 1 4		船舶基本情報訂正呼出し(内航船)	J B Y 1 1 ※			
	入港前統一申請	V P X		入港前統一申請等(内航船)	J P T ※			
	入港前統一申請呼出し	V P X 1 1		入港前統一申請等呼出し(内航船)	J P T 1 1 ※			
	入港前統一申請B	V P T ※		入港届等(内航船)	J I T ※			
	入港前統一申請B呼出し	V P T 1 1 ※		入港届等呼出し(内航船)	J I T 1 1 ※			
	入港届等	V I X		移動届(内航船)	J M R ※			
	入港届等呼出し	V I X 1 1		移動届呼出し(内航船)	J M R 1 1 ※			
	入港届等B	V I T ※		出港届等(内航船)	J O T ※			

注：※の付与されている業務については、パッケージソフトでは提供しない。

IX 詳細仕様検討結果

EDI	航空 海上	第10回 WG	基本 Ⅲ-8	WebNACCS対象業務の拡大・個別 1. 対象業務(2)
-----	----------	------------	-----------	----------------------------------

詳細仕様検討結果

第6次NACCSにおけるWebNACCS追加対象業務(その他)

海空	業務名	業務コード
海	貨物情報照会	ICG
	コンテナ情報照会	ICN
	積荷目録状況照会	IMI
	輸入申告等照会	IID
	輸出申告等照会	IEX
	輸入申告等一覧照会	IDI
	輸出申告等一覧照会	IES
	とん税等納付申告	TPC
	不開港出入許可申請	CPC
	船舶コード照会	IVK
	船舶管理情報照会	IVC
	不開港出入許可申請照会	IPP
	入出港日別一覧照会	IVD
	船舶・航空機資格変更届	KPC01
	船舶・航空機資格変更届呼出し	KPC
	船舶・航空機資格変更届照会	IKP

海空	業務名	業務コード
空	輸入貨物情報照会	I AW
	輸出貨物情報照会	I GS
	混載貨物仕立状況照会	I MA
	輸入申告等照会	I ID
	輸出申告等照会	I EX
	輸入申告等一覧照会	I DI
	輸出申告等一覧照会	I ES

海空	業務名	業務コード
海空	包括保険仮事項登録	HHA
海空	包括保険仮事項登録呼出し	HHB
海空	包括保険仮登録	HHC
海空	包括保険照会	IIN
海空	輸出入者情報照会	IIE

詳細仕様検討結果



利用者ID

パスワード

業務カテゴリ選択

海上入出港関連業務

ログイン

海上入出港関連業務
輸出入通関・貨物関連業務
動物検疫業務
植物検疫業務

問い合わせ先
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

ヘルプデスク
0120-794-550【受付時間】終日

- ▶ [NACCS掲示板へ](#) **New** [7月13日更新のお知らせがあります。](#)
- ▶ [利用規程](#)
- ▶ [個人情報の取り扱い](#)

IX 詳細仕様検討結果

詳細仕様検討結果



利用者ID | IANAC01A ログイン時間 | 2017/10/01 08:30 残時間 | 01:00 ログアウト

貨物情報照会(ICG0W)

貨物情報照会(TTL:全体情報) ?

照会条件
▼

貨物管理番号	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXE	指定情報	TTL:全体情報
次貨物管理番号	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3XXXXXE		
次指定情報	TTL:全体情報 ▼	保税地域コード	XXXXE

更新履歴
▲ ▼

項番	最新更新日時	最新更新業務	最新更新利用者
1	YYYY/MM/DD - HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
2	YYYY/MM/DD - HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
3	YYYY/MM/DD - HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
4	YYYY/MM/DD - HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
5	YYYY/MM/DD - HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
6	YYYY/MM/DD - HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
7	YYYY/MM/DD - HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
8	YYYY/MM/DD - HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
9	YYYY/MM/DD - HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE
10	YYYY/MM/DD - HH:MM:SS	XXXXE	XXXXE

詳細仕様検討結果



利用者ID | 1ANACA01 | ログイン時間 | 2015/03/05 00:00 | 残時間 | 01:00 | ログアウト

入港前統一申請(WPT)

係留施設使用許可申請(内航) 新規登録 ?

宛先情報

宛先*

船舶情報

船舶コード種別*	<input type="text"/>	船舶コード*	<input type="text"/>	船舶呼出
船舶名称(J)*	<input type="text"/>			
IMO番号	IMO	<input type="text"/>		
船舶種類コード*	<input type="text"/>	一覧参照		
船舶国籍コード*	<input type="text"/>	一覧参照		
船主名	<input type="text"/>	運賃対象船主名	<input type="text"/>	

戻る 保存 送信

- WebNACCS処理方式について、スマートフォン等での利用について検討する。

詳細仕様検討結果

1. 対象OSの見直し

これまでのWGにおいて、次期システムでWebNACCSの利用可能なOS及びブラウザを提案していたところであるが、以下の【検討経緯と理由】(①、②)から【見直しの内容】(③)のとおりとする。

【検討の経緯と理由】

①第6次NACCSの更改予定時期(2017年10月)を考慮すると、Windows 8.1の後継OSとして既に発売されているWindows 10への対応は必要と考えられる。また、Windows 10の標準ブラウザであるEdgeへの対応も可能な範囲で進める必要がある。

②第6次NACCSの開発に要するコストを抑制するために、WebNACCSにおいて対応するブラウザは一定範囲に限定する必要がある。

【見直しの内容】

③このため、第6次NACCSのWebNACCSにおいて、Windows 10及びその標準ブラウザであるEdgeに対応することとする。これによるコスト増大を抑制するため、これまで対応ブラウザに含めていたFirefoxを対応ブラウザから原則除外することとする。

2. WebNACCSの対象機器及び対応OS、ブラウザ

WebNACCSで対応するOS、ブラウザについては、以下のとおりとする。

※1：PCの各ブラウザの対応バージョンについては、今後の動向を踏まえて検討する。

対象機器	OS	ブラウザ ※1
PC	Windows 7 (SP1) Windows 8.1 <u>Windows 10</u>	Internet Explorer Chrome <u>Edge</u>

EDI	航空 海上	第18回 第20回 第21回	WG	基本 Ⅲ-8	WebNACCS対象業務の拡大・個別 3. セキュリティ
-----	----------	----------------------	----	-----------	---------------------------------

- WebNACCS処理方式について、スマートフォン等での利用について検討する。

詳細仕様検討結果

1. セキュリティ（スマートフォン対応）の見直し

次期システムにおけるWebNACCSについては、セキュリティ対策としてデジタル証明書の利用を必須とする。この点を踏まえ、スマートフォン対応については、以下の【検討経緯と理由】(①、②)により【見直しの内容】(③)のとおりとする。

【検討経緯と理由】

- ① WebNACCS導入の前提として、現行NACCSと同等（netNACCSにおいて採用しているデジタル証明書相当のセキュリティレベル）以上のセキュリティーの確保を必須とする必要がある。このため、具体的なセキュリティ対策について、ネットワーク提供予定ベンダーと検討を進めてきた結果、現時点では、デジタル証明書の採用が最善と考えられ、目下のところ、これに代わる適当な方法はないとの結論に至ったところである。
- ② 次期システムでのWebNACCSの利用において、デジタル証明書の導入を必須とすることについては、
 - ㊦ 既存OS等では、既にnetNACCSにおいて採用しており、特段の問題はない。他方、
 - ㊧ 次期での使用を想定していたタブレットや携帯端末等のOS等については、その導入には、新たなアプリケーションの開発が必要で当該経費は小さくなく、また、利用者側においても新たな方法の採用となり当初混乱を招く恐れがある。

【見直しの内容】

- ③ このため、次期システムの稼働当初においてWebNACCSがどのような形で利用されるかは予測困難な状況にあり、費用対効果等を踏まえれば、タブレットやスマートフォンにデジタル証明書をインストールするためのアプリケーションの提供及びこれら機器におけるWebNACCSの動作保証については、当面、見送ることが適切であると考えられる。なお、次期の稼働以降において、利用状況及び利用者ニーズ等を踏まえながら、必要な見直しを検討することとしたい。

EDI	航空 海上	第19回 WG	基本 Ⅲ-8	WebNACCS対象業務の拡大・個別 4. WebNACCSにおける利用者IDの見直し
-----	----------	------------	-----------	--

- WebNACCSを利用するための利用者IDについて、必要な見直しを行う。

詳細仕様検討結果

1. WebNACCSにおける利用者ID

WebNACCSを利用するための利用者IDについては、インターネット接続とその他の接続とを区別する必要があるため、netNACCS同様、利用者IDの識別番号3桁目を英字とする。

従って、現在、netNACCSを利用している利用者の場合は、特段の手続き等を行うことなく、既存の利用者IDによってWebNACCSを利用することが可能となる。

(netNACCSを利用していない利用者が、新たにWebNACCSを利用する場合は、新たな利用者IDの取得が必要となる。)

2. WebAPS（動植物検疫関連業務のWeb業務）における利用可能IDの見直し

WebNACCSの提供業務には、動植物検疫関連業務も含まれるが、現状では、インタラクティブ処理方式の利用者IDでWebAPSが利用可能となっている。

第6次NACCSにおいては、WebNACCSにおける利用者IDのチェックを行うことから、WebAPSにおいても同様のチェックを行うこととしている。このため、現行NACCSにおいて、インタラクティブ処理方式及びメール処理方式の利用者IDで、WebAPSを利用している利用者については、新たに利用者IDを取得することが必要となる。

参考 接続処理方式にかかる利用者IDの違いによるWebAPSの利用可否

接続処理方式	現行（第5次）NACCS	次期（第6次）NACCS
インタラクティブ	○	×
メール	○	＝
netNACCS	○	○

(備考) 現行では、接続処理方式を問わずにWebAPSの利用が可能となっているが、第6次NACCSでは接続処理方式による制限を新たに設ける。
例えば、WebAPSでのみ実施可能な動物検疫所に係る「検査場所指定申請」業務や、NACCSでも提供されている「輸入畜産物検査申請入庫状況登録(ISS01)」業務等をWebAPSで実施している利用者については、新たにnetNACCS処理方式の利用者IDを取得することが必要となる。

IX 詳細仕様検討結果

端末	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅲ-7	端末パッケージソフトの改善（1）：アップデート機能の改善
----	----------	------------	-----------	------------------------------

- ・ 現行のパッケージソフトについては、①ダウンロード作業に長時間を要する、②利用業種にかかわらずダウンロードする必要がある、といった問題が存在するため、新たな提供方法を導入する。

詳細仕様検討結果

1. アップデートにおける新たな提供方法

(1) 通常のバージョンアップ（随時）の改善

バージョンアップは、共通機能の更新及び実際に使用する業務の端末資材の更新が必要な場合のみを対象とする方式に変更する（必要なファイルのみダウンロードすることで、バージョンアップ時間の短縮化等が図られる。）。

また、あらかじめ「自動更新」を選択（デフォルトは自動）することによって、利用者が業務画面を表示しようとする時や帳票を出力しようとする時に、自動でバージョンアップが行われる仕組みとする。

(2) 利用者による明示的な一括バージョンアップ（任意）

上記以外に利用者が任意のタイミングで、一括バージョンアップを行うことも可能とする。

(3) 年1回程度の最新バージョンのパッケージソフト配布

NACCS 掲示板に、年1回程度、最新版のバージョンとなっているパッケージソフトを掲載することによって、必要に応じて、利用者が最新版をインストールすることを可能とする。

2. パッケージソフトの種類を集約

現行のパッケージソフトは種類が多く管理・運用面で煩雑となっていることから、集約化を図る（19→2種類）。

3. プログラム変更要望に基づく改善（詳細はP.45以降を参照）

→ 仕様変更後における、過去データの外部ファイルから再利用を可能とする。

→ ゼロとオーの区別を容易にするため、ZSゴシック化を採用する。

→ 電文保存期間のデフォルト日数を14日に変更する。 等

4. netNACCS等におけるデジタル（クライアント）証明書の運用改善（詳細はP.48以降を参照）

→ 証明書のインストール及び更新作業を簡略化する。

IX 詳細仕様検討結果

端末 航空海上 第12回WG 基本IV-6-他 端末パッケージソフトの改善(2) : プログラム変更要望に基づく機能改善①

- 現行NACCSに対するプログラム変更要望のうち、第6次NACCSで対応する必要があるものについては検討する。

詳細仕様検討結果

	内容	現行仕様	第6次NACCSにおける対応
1	パッケージソフトのアップデート方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> ① アップデート対象の端末テンプレートのダウンロード作業に時間を要する。 ② 他業種の利用者に関連する端末テンプレートである場合でも利用業種にかかわらずダウンロードする必要がある。 	<p>パッケージソフトのアップデートについては、[基本Ⅲ-7：端末パッケージソフトの改善(1)] のとおり改善する。</p> <p><前述(P.44)再掲></p>
2	外部ファイルに保存した過去データの再利用	仕様変更後に入力項目の変更等があると外部ファイルに保存していた過去データが使用できなくなる。	仕様変更後においても、過去データの外部ファイルから再利用を可能とする。
3	パッケージソフトの集約化	<ul style="list-style-type: none"> ① パッケージソフトの種類が多過ぎて、どれをインストールしてよいのかが分からない。 ② テンプレートが無いため出力帳票の表示ができない。 	<p>インストール時に選択が容易となるよう、パッケージソフトを集約化する（集約により出力帳票の表示も可能となる。）。</p> <p><前述(P.44)再掲></p>
4	デジタル（クライアント）証明書の取得等	<ul style="list-style-type: none"> ① 新規取得や更新の方法が煩雑である。 ② 新規取得や更新後にパッケージソフトへの設定を手動で行わなければならない。 	<p>デジタル（クライアント）証明書の更新手続等の簡素化については、ネットワークベンダー確定後に改善策を検討する。</p> <p><後述(P.48)掲載></p>
5	メニュー構成の見直し	メニュー内の項目について、どのカテゴリの場所にあるのかが分かりにくい。	メニュー構成について、分かりやすさに配慮のうえ見直しを実施する。
6	ファイル添付時の操作性改善	添付ファイルを業務画面に貼付する際にパッケージソフト上で1ファイルづつ選択しなければならない。	ファイルのコピー＆ペースト機能により複数ファイルをまとめての添付を可能とする。
7	ツールバーのカスタマイズ化	ツールバーについて、現状「標準」と「業務」でしか設定ができない。また、古い電文の一覧表示について、場所がわかりづらい。	ツールバーのカスタマイズ設定機能を新たに設ける。
8	表示文字の大きさ設定の可能化	パッケージソフトにおいて、表示文字を大きくするには表示 送受信電文一覧文字サイズで大・小・元の大きさしかない。	パッケージソフトの表示文字の大きさ設定を新たに設ける。なお、表示の崩れが起きないようにフォントサイズの上限值・下限値を設ける仕様とする。
9	業務単位での確認画面設定の可能化	関係省庁に申告・申請する業務について、送信時に送信内容を事前に確認できる画面が無い。	誤送信防止のため、業務単位での確認画面設定機能を新たに設け、利用者が業務単位で任意に設定することを可能とする。

IX 詳細仕様検討結果

端末 航空海上 第12回WG 基本IV-6-他 端末パッケージソフトの改善(2) : プログラム変更要望に基づく機能改善②

詳細仕様検討結果

	内容	現行仕様	第6次NACCSにおける対応
10	添付ファイル拡張子の 大文字使用の可能化	添付ファイルの拡張子に大文字を使用すると、チェックでエラーとなる。	添付ファイルの拡張子に大文字小文字を問わず、使用することを可能とする。
11	オプション画面における 自動印刷の設定方法	自動保存の設定とは異なり、自動印刷を行うものを個別に設定できない。	オプション画面において、自動印刷を行うものを個別に設定可能とする。
12	オートコンプリートの表示 サイズの調整	オートコンプリートでリストを表示する際の横幅が狭く、履歴の文字列が表示しきれない場合がある。	オートコンプリートのリスト横幅を拡大して、表示を可能とする。併せて不要な履歴の削除を可能とする。
13	送受信中キャンセル時の 二重受信防止対応	メール処理方式において、送受信中にキャンセルすると二重に電文が受信される場合がある。	電文の二重受信を防止できるように改善する。
14	印刷方法設定の可能化	出力情報の印刷について、例えば、5枚ものを2部出力させるとき、現行では、1/5、2/5、3/5、4/5、5/5を1部として、2部出力することができない。	印刷方法設定の中で部単位印刷/ページ単位印刷のいずれかの選択を可能とする(利用者が任意に設定)。
15	Z Sゴシック化の採用	利用者IDやメールボックスID等がメイン画面及び送受信電文一覧画面においてゼロとオーとの区別ができない。	ゼロとオーの区別を容易にするため、業務画面と同様のZ Sゴシック化を採用する。(ZS:ZeroSlash 0(ゼロ)に斜線を入れたもの)
16	アラーム音設定の改善	パッケージソフトの設定でアラーム音を鳴らすようにしていたのに、Windows7から鳴らなくなってしまった。	現行のOS及びPCに依存するBEEP音の利用を廃止し、依存しないWAVファイルによるアラーム音を採用する。
17	電文保存期間のデフォルト 日数	インストール時は1日がデフォルト設定されており、翌日には電文が消えてしまう。	電文保存期間のデフォルト日数を14日に変更する。
18	自動バックアップの 設定	インストール時は自動バックアップ機能にチェックが入っていないため、自動バックアップが機能しない。	バックアップ機能のデフォルトを「自動」に設定して提供する。
19	自動バージョンアップの 設定	インストール時は自動バージョンアップ機能にチェックが入っていないため、自動バージョンアップが機能しない。	バージョンアップ機能のデフォルトを「自動」に設定して提供する。

IX 詳細仕様検討結果

端末 航空 第12回 基本 端末パッケージソフトの改善（2）：プログラム変更要望に基づく機能改善③
 海 上 WG IV-6-他

詳細仕様検討結果

	内 容	現 行 仕 様	第6次NACCSにおける対応
20	印刷プレビューサイズの設定	印刷プレビューのサイズのデフォルトが「100%」に設定されていない。	印刷プレビューサイズのデフォルトを「100%」に設定して提供する。利用者が設定値を変更した場合は、以後変更した値で表示する。
21	プロキシサーバー設定の改善	プロキシサーバ設定が手動となっており、社内でのインターネット設定を変更するとプロキシサーバ設定を手動で変更しないとパッケージソフトが使えなくなる。	利用者がインターネット環境を変更した際、当該環境に合わせてプロキシサーバの設定が自動で変更等されるようにする。
22	トレースログの保存	トレースは最大1MBで2世代まで保存されるが、業務量によっては数十秒しかトレースログが残らない。	ログについては、日付単位で14日間分保持するように変更する。
23	ログオン機能の改善	インタラクティブ処理方式とnetNACCS処理方式のパッケージソフトで、アカウント（利用者ID、パスワード）を取り違えてもログオンができてしまう。	誤って入力した場合は、ログオン時点でエラーとなるように改善する。
24	管理資料取出し・再取出しの操作性改善	管理資料取出し・再取出し画面を閉じないと保存先フォルダを開けない。	管理資料取出し・再取出し画面を開いた状態で保存先フォルダの展開を可能とする。
25	初期画面の「検索区分」の操作性改善	デフォルトが業務コードとなっており、パッケージソフトの起動の度にデフォルトの業務コードに戻ってしまう。	利用者が選択した検索区分を次回利用時にも維持するように改善する。
26	検索する文字列長の変更	検索枠が半角29桁になっているが、B/L番号35桁化に伴い、表示枠を拡大する必要がある。	検索する文字列の最大入力桁数について、半角で64桁に変更する。
27	業務エラー内容の見直し	エラー内容や対処方法がわかりにくく、内容が実態と合っていないことが多い。	業務エラーの内容については、分かりやすさを配慮のうえ、必要な見直しを実施する。
28	入力項目ガイドの内容の見直し	入力項目ガイドにある「入力方法は（本文）7.特記事項を参照」だけでは、業務仕様書にあることがわからない。	入力項目ガイドの内容については、分かりやすさを配慮のうえ、必要な見直しを実施する。

IX 詳細仕様検討結果

- 第6次NACCSにおいては、より簡便な方法でデジタル証明書をご利用いただける仕組みを構築する。

詳細仕様検討結果

1. 第5次NACCSにおけるデジタル証明書の利用状況について

- 第5次NACCSにおいては、インターネットを介したNACCS利用時におけるセキュリティの確保を目的として、クライアントデジタル証明書（以下「デジタル証明書」という。）の利用をお願いしている。
- デジタル証明書は、主にnetNACCS処理方式、WebNACCS処理方式において、利用者様の端末への導入をお願いしている。
- デジタル証明書の導入により、インターネットを介してNACCSを利用する際にも、セキュリティを確保した安全なNACCSの利用を実現している。
- 一方で、デジタル証明書のインストールや更新が煩雑で分かりにくいというお問い合わせを利用者様より多数いただいております。より簡便な方法でデジタル証明書をご利用いただける仕組みを検討することが必要となっている。
- 以下に、第5次NACCSにおいてデジタル証明書を必要とするケースを示す。

表1. 第5次NACCSにおけるデジタル証明書の利用ケース

項番	利用ケース	利用目的
1	netNACCS処理方式の利用時	利用者様端末を特定し、利用者様以外端末からのアクセスを制限。
2	WebNACCS処理方式の利用時	同上
3	ebMS処理方式の利用時	ebMSにおける送信電文に対するデジタル署名の作成に使用。
4	NACCS掲示板（利用者用）アクセス時	利用者様端末を特定し、利用者様以外端末からのアクセスを制限。

詳細仕様検討結果

2. 第6次NACCSにおけるデジタル証明書の運用の改善について

- 第5次NACCSと同等のセキュリティを維持することを目的として、第6次NACCSにおいても、netNACCSやWebNACCS等の利用時においてデジタル証明書の利用を継続することとする。
- 一方、デジタル証明書のご利用における不便さを改善するため、以降に示す証明書のインストール・更新ツール（以下「証明書ツール」という。）を新たに導入する。
- 証明書ツールの導入により、ご利用者様においてデジタル証明書のインストールや更新を簡単に実施いただけるようにする。
- 証明書ツールの導入により、第5次NACCSにおいてご不便をおかけしているデジタル証明書の運用の改善を図る。
- 証明書ツールは、現時点での予定として総合運転試験までにご利用者様にご提供することを検討している。（今後の設計・開発の状況に応じて変更があり得る。）
- 証明書ツールとして以下の機能の実現を予定している。なお、これらの機能は現時点での予定であり、今後の設計工程において変更があり得る。

表2. 証明書ツールの主な機能（予定）

項番	機能名	機能概要
1	デジタル証明書のインストール機能	利用者様の端末（パソコン）にデジタル証明書を新規にインストールする。
2	デジタル証明書の更新機能	既にインストールされているデジタル証明書を有効期限内に更新する。
3	デジタル証明書の有効期限のチェック機能	利用者様の端末（パソコン）にインストールされているデジタル証明書の有効期限をチェックし、有効期限の終了が近づいていた場合、利用者様に通知する。

詳細仕様検討結果

以下に、証明書ツールにおけるデジタル証明書インストール時（新規発行時）の画面イメージを示す。なお、以降の画面は現時点の想定であり、今後の設計工程において変更があり得る。

【証明書のインストール（新規発行）】

① 認証コードの入力

証明書ツールを利用者様のパソコンにインストールし、証明書ツールを起動する。認証コード1、2の入力画面が表示されるので、2つの認証コードを入力する。

② 証明書の発行

認証コード1、2を入力後、発行ボタンをクリックする。証明書ツールがデジタル証明書を取得し、利用者様のパソコンにインストールする。

詳細仕様検討結果

デジタル証明書発行中の画面の流れを以下に示す。以下の画面についても現時点での想定であり、今後の設計工程において、変更があり得る。

【新規発行処理】



3. 第5次NACCSにおいて既にデジタル証明書をお持ちの利用者様について

- 第5次NACCSにおいて既にデジタル証明書をお持ちの利用者様におかれては、有効期限内であれば、引き続き、同じデジタル証明書をご利用いただくことが可能である。
- 既にデジタル証明書をお持ちの利用者様におかれては、現在お持ちのデジタル証明書の有効期限のチェックや更新の際に、証明書ツールをご利用いただくことを想定している。
- 既にデジタル証明書をお持ちの利用者様におかれては、総合運転試験中（予定）には証明書ツールをNACCSセンターが指定するサイトからダウンロードしていただき、利用者様のパソコンにインストールしていただくことを想定している。

IX 詳細仕様検討結果

共通 航空海上 第16回 第17回 WG 基本Ⅱ 第6次NACCSの信頼性（1）

- 第6次NACCSにおける安定性・信頼性の更なる向上に向けた対応等は、以下のとおりとする。

詳細仕様検討結果

1. 第6次NACCSのシステムライフ

第6次NACCSのシステムライフは、平成29年10月から平成37年9月までの8年間とするが、システムライフ期間中、平成33年10月にハードウェアの更新（中年度更改）を実施する。中年度更改における移行時間は、「第5次NACCSから第6次NACCSへの更改時と同程度の移行時間」を想定しており、最大5時間程度とすることを目標とする。

2. 移行処理

第5次NACCSから第6次NACCSへの移行について、第5次NACCSの機能、データを一括で移行する。移行時期は平成29年10月を予定している（ただし、第6次NACCSの設計・開発の状況によっては変更があり得る。）。

なお、移行時間については、利用者様への影響を考慮し、短時間での移行を目指すこととし、第5次NACCSにおける航空システムの移行時間と同程度を目標とする。具体的には移行に要する時間を5時間程度とすることを目標とする。

具体的な移行時間については、今後の検討の結果を踏まえて決定する。

3. バックアップ機能

第6次NACCSでは、現行同様、メインセンターが地震等の大規模災害の被害を受けメインシステムでのオンライン業務の提供が不可能になった場合においても、継続してサービスの提供を可能とするため、全てのオンライン業務を対象としてバックアップ機能を構築する。また、メインシステムにおいて長時間のシステム障害が発生した場合における代替機能としての利用についても考慮し、メインシステムとバックアップ機能との切り替え手段（切り替え時間の短縮化、利用者側における切り替え作業の省略化等）等の機能向上を図る。

4. メンテナンスによるシステム停止

現行システムでは、月1回、定期メンテナンスを目的としたシステム停止を行っているが、第6次NACCSでは、定期メンテナンスによる停止回数、停止時間の削減を図ることとする（詳細は次頁参照）。

詳細仕様検討結果

○ メンテナンスによるシステム停止

- 第5次NACCSにおいても既に24時間365日の連続運転を前提としているが、現行では月1回(日曜日早朝)、定期メンテナンスを目的として、あらかじめ周知の上で計画的なシステム停止が行われている。
- 第6次NACCSの基本仕様書においては、第6次NACCSの定期メンテナンス(定期保守)について、システム構成やメンテナンス方法の見直しにより、停止回数、停止時間の削減を図ることとしている。
- 具体的には、下表に示すとおり、第6次NACCSにおいては、定期メンテナンスを目的としたシステム停止回数及び停止時間の削減を図る。なお、定期メンテナンスについては、現行同様、日曜日早朝に実施する。

	第5次NACCS	第6次NACCS ※1
年間の総システム停止回数	原則12回程度 (月1回程度)	原則6回程度 (概ね隔月で1回程度) ※2
年間の総システム停止時間	24～36時間程度 (1回あたり2～3時間程度)	12～18時間程度 (1回あたり2～3時間程度)

※1：ここでいうシステム停止とは、第6次NACCSのシステム全体が停止することをいう。

※2：上記はメインセンターで運用中におけるシステムの停止回数、停止時間である。バックアップセンターに運用が切り替わった場合は、上記より多くのシステム停止が発生することが想定される。

※3：第6次NACCSにおける定期メンテナンスは、原則として隔月に1回の実施を予定しているが、システムのメンテナンス要否(プログラム変更や制度改正、緊急パッチ適用等)の状況により、実施月に変更があり得る。

IX 詳細仕様検討結果

共通 航空海上 第13回WG 基本I-2 第6次NACCSにおけるセキュリティ対策

- 第6次NACCSにおいては、現行システムで実施しているセキュリティ対策を踏襲しつつ、統一技術基準(※)に準拠してセキュリティの一層の強化を図る。(※ 政府が定めるセキュリティ基準)

詳細仕様検討結果

項目	現行システム	次期システム
パスワードの最小最大文字数	特に制限していない	6文字以上8文字以下とする。
パスワードに含める文字種	特に制限していない	半角英大文字と半角数字を、それぞれ必ず1文字以上含める。
パスワードの履歴管理	特に世代管理を行っていない	3世代管理し、パスワード変更時において3世代前までのパスワードは使用不可とする。
パスワード変更機能	URY業務を使用する	現行システムと同様とする。
パスワードのキャッシュ不可	特に制御していない	WebNACCSにおいてブラウザのパスワードキャッシュ機能を使用不可とする。
前回ログイン情報の通知	特に通知していない	NACCSパッケージソフト及びWebNACCS使用時において前回ログイン時の情報を表示する。
システム利用に関する規約等の提示	NACCS掲示板にて提示	NACCS掲示板での提示に加え、WebNACCSのログインページから規約等の表示ページに移動できるようにする。
緊急時における特定利用者のシステムの利用制限	NACCSセンターにて制限可能	現行システムと同様とする。

netNACCS及びWebNACCSにおいては、インターネットを使用してNACCSにアクセスするため、上記に示した対策に加え、以下のセキュリティ対策を実施する。

- SSL (Secure Socket Layer) による通信の暗号化 (盗聴・改ざん防止)
- クライアントデジタル証明書による端末の特定 (正規端末以外からの利用制限)

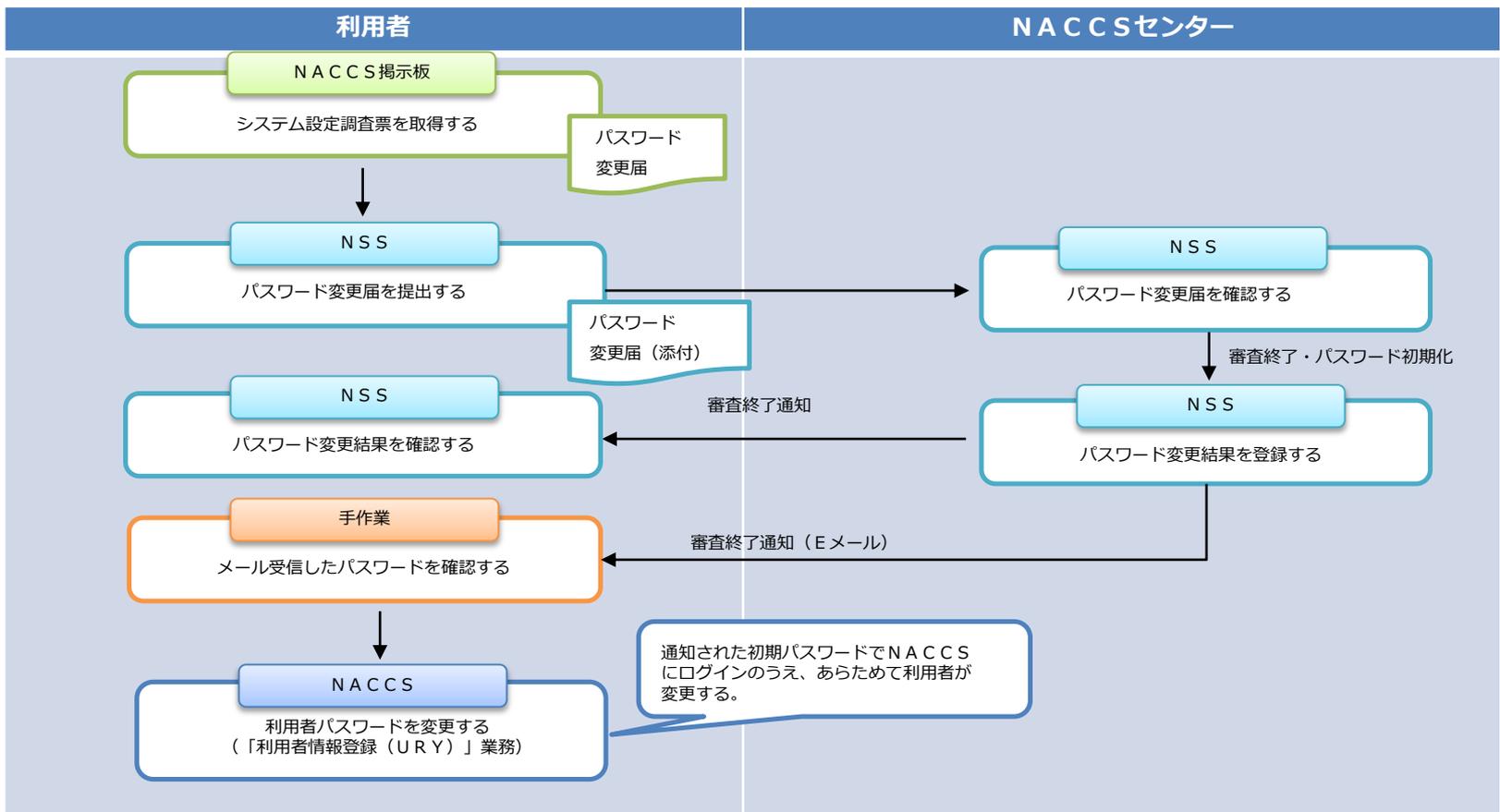
なお、WebNACCSは携帯端末からも利用可能であるが、携帯端末からの利用においても上記と同様の対策を実施する。

IX 詳細仕様検討結果

・第6次NACCSにおいては、利用者及びNACCSセンターの双方で煩雑となっているパスワード初期化の運用を改善する。

詳細仕様検討結果

現行NACCSにおいて、パスワードを失念した場合にかかるパスワード初期化手順は以下のとおり。



- ・NACCSセンターを必ず介してパスワードの初期化を行っており、利用者及びNACCSセンター双方にとって事務が煩雑かつ時間を要している。
- ・URY業務の実施が可能な時間帯は、平日9時00分～17時00分に限定している。

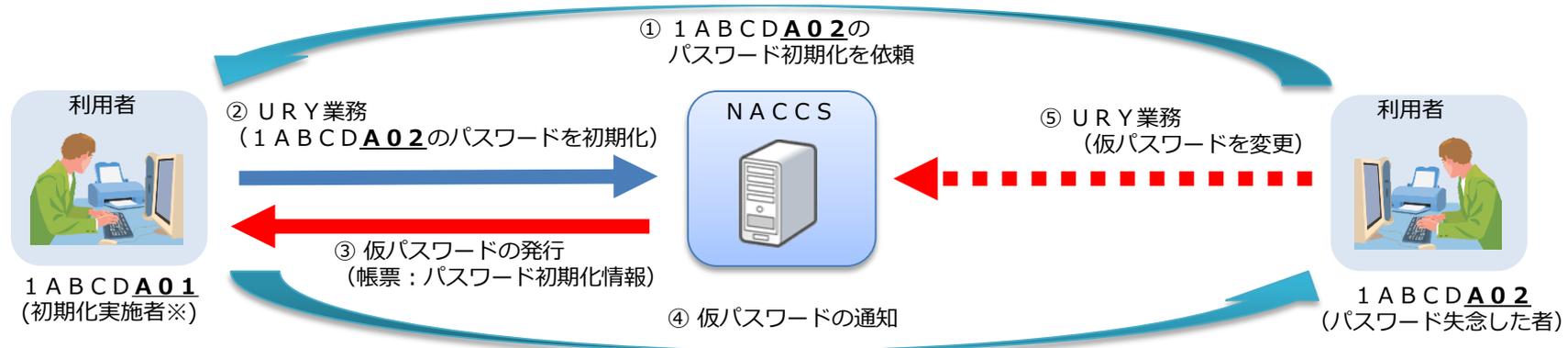
IX 詳細仕様検討結果

詳細仕様検討結果

次期NACCSでは、利用者及びNACCSセンター双方において煩雑となっている当該事務を改善するため、以下のとおりパスワード初期化手順を見直すこととする。



- 初期化のイメージ（1ABCDA02のパスワードを失念した） ※ 利用者コードが同一で、識別符号が異なる利用者IDの者



- ・利用者側でパスワードを初期化する機能を追加する（NACCSセンターを介さずに、利用者側でパスワードの初期化が可能となる。）。
- ・URY業務の実施可能時間帯は現在検討中である。
- ・利用者IDを複数持っていない場合は、現行と同様の運用とする。
- ・自社システム用の利用者IDのみの契約かつ自社システムでURY業務が行えない場合は、NACCSセンターまでお問合わせ下さい。

IX 詳細仕様検討結果

共通 航空海上 第19回WG 基本I-2 第6次NACCSにおけるパスワード初期化の運用改善（3）

詳細仕様検討結果

次期NACCSにおいて、利用者側でパスワードの初期化を可能とすることから、「利用者情報登録（URY）」業務において、既存のパスワードの変更機能に加え、初期化機能（取消機能を含む）を追加するため、入力項目等を以下のとおり変更する。

（1）入力項目

項番	新規・変更区分	項目名	概要
1	新規	処理区分コード	以下の処理区分コードを入力する。 C：パスワード変更 I：パスワード初期化 X：パスワード初期化取消
2	変更	利用者ID	変更、初期化、初期化取消を行う利用者IDを入力する。 （1）処理区分コード「C」の場合は、入力者のIDを入力する。 （2）処理区分コード「I」及び「X」の場合は、入力者と同じの利用者コードで、識別番号が異なる利用者IDを入力する。
3	変更	利用者パスワード	パスワードの変更を行う場合、変更後のパスワードを入力する。 ① 6桁から8桁の範囲の文字列 ② 半角英大文字（AからZ）及び半角数字（0から9）で、それぞれ必ず1文字以上含める。 なお、処理区分コード「I」及び「X」の場合は、入力不可。
4	新規	利用者パスワード（確認）	確認用のパスワードを入力する。 （1）利用者パスワードと同一であること （2）処理区分コード「I」及び「X」の場合は、入力不可

（2）出力情報

項番	新規・変更区分	情報名	概要
1	新規	利用者パスワード初期化情報	パスワード初期化の場合、入力者に帳票を出力する。
2	変更	利用者情報登録完了情報（Web）	パスワード初期化、初期化取消、変更した場合、入力者に対し出力する。

詳細仕様検討結果

（参考1）URY入力画面

URY 利用者情報登録

ファイル(F) 表示(V)

処理区分* (C:変更 I:初期化 X:初期化取消)

利用者ID*

利用者パスワード

利用者パスワード(確認)

（参考2）利用者パスワード初期化情報

利用者パスワード初期化情報

仮パスワード XXXXXXXE

利用者パスワードの初期化が完了しました。
パスワードが初期化された利用者IDは、URY業務でパスワードを変更するまで、
URY業務を除くすべての業務が実施できませんのご注意ください。

CALXXX-L-1

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-9	廃止オンライン業務（1）
----	----------	---------------------------	----	------------	--------------

- ・ 現行提供するオンライン対象業務のうち、利用実績のないもの等については、第6次NACCSにおいて廃止を検討する。

詳細仕様検討結果

- ・ 以下のオンライン業務については、第6次NACCSにおいて廃止する。

廃止オンライン業務（1）

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由	項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上					航空	海上	
1	CYB01	システム外CY搬入確認 (コンテナ単位) (事前登録)		○	現行システムで利用実績のない業務の廃止	12	VIT	入港届等B		○	Web NACCS対象化に伴いパッケージソフトによる提供を廃止
2	CYD11	システム外CY搬入確認呼出し (B/L単位) (事前登録)		○		13	VIT11	入港届等B呼出し		○	
3	RPK	船卸予定登録		○		14	VOT	出港届等B		○	
4	1RP	船卸予定登録 (多数件処理)		○		15	VOT11	出港届等B呼出し		○	
5	PAY	ペイメント情報照会	○	○	専用口座機能の廃止	16	JBX	船舶基本情報登録 (内航船)		○	
6	BAA	口座残高証明額訂正 (呼出し)	○	○		17	JBY	船舶基本情報訂正 (内航船)		○	
7	BAA01	口座残高証明額訂正	○	○		18	JBY11	船舶基本情報訂正呼出し (内航船)		○	
8	IBA	口座照会	○	○		19	JPT	入港前統一申請等 (内航船)		○	
9	DLS05	納付書情報 (口座) 再出力依頼 情報登録・変更	○	○		20	JPT11	入港前統一申請等呼出し (内航船)		○	
10	VPT	入港前統一申請B		○		Web NACCS対象化に伴いパッケージソフトによる提供を廃止	21	JIT	入港届等 (内航船)		
11	VPT11	入港前統一申請B呼出し		○							

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-9	廃止オンライン業務（2）
----	----------	---------------------------	----	------------	--------------

詳細仕様検討結果

廃止オンライン業務（2）

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由	項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由	
			航空	海上					航空	海上		
22	JIT11	入港届等呼出し（内航船）		○	WebNACCS 対象化に伴いパッ ケージソフトによ る提供を廃止	34	KLT11	陸側施設使用許可申請呼出し		○	WebNACCS 対象化に伴いパッ ケージソフトによ る提供を廃止	
23	JOT	出港届等（内航船）		○		35	JSS	申請状態確認		○		IVS（入港届等 照会）業務との統 合に伴う廃止
24	JOT11	出港届等呼出し（内航船）		○		36	CRW01	届出申請一覧呼出し		○		
25	JMR	移動届（内航船）		○		37	CRW02	届出申請情報照会		○		
26	JMR11	移動届呼出し（内航船）		○		38	RSS	空コンテナ引取予定情報通知		○		
27	KIT	入港料減免・還付申請		○		39	RST	空コンテナ引取予定確認情報 通知		○		PUA業務を提供
28	KIT11	入港料減免・還付申請呼出し		○		40	ACL01	船積確認事項登録 （コンテナ船用）		○		現行ACL03業務 （新ACL01業務） への統合に伴う廃止
29	KMT	船舶運航動静通知		○		41	ACL02	船積確認事項登録 （在来船用）		○		現行ACL04業務 （新ACL02業務） への統合に伴う廃止
30	KMT11	船舶運航動静通知呼出し		○		42	SIR	船積指図書（S/I）情報登録		○		現行SIR02業務 （新SIR業務）へ の統合に伴う廃止
31	KST	海側施設使用許可申請		○								
32	KST11	海側施設使用許可申請呼出し		○								
33	KLT	陸側施設使用許可申請		○								

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第12回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-9	廃止オンライン業務（3）
----	----------	---------------------------	----	------------	--------------

詳細仕様検討結果

廃止オンライン業務（3）

項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由	項番	業務コード	業務名	システム		廃止理由
			航空	海上					航空	海上	
43	S I R 0 1	船積指図書（S/I）情報登録（国際連携）		○	現行S I R 0 2業務（新S I R業務）への統合に伴う廃止	55	I P S	電子決済情報照会		○	A C L / C YサブWGにて廃止を合意（今後利用が見込めない）
44	E I R	S/I情報登録	○		現行E I R 0 2業務（新E I R業務）への統合に伴う廃止	56	A C T	請求情報登録		○	
45	E I R 0 1	S/I情報登録（国際連携）	○			57	A C T 1 1	請求情報登録呼出し		○	
46	I V A	インボイス・パッキングリスト情報登録	○	○	現行I V A 0 2業務（新I V A業務）への統合に伴う廃止	58	I A I	請求情報一覧照会		○	
47	V A N 1 1	バンニング情報登録（コンテナ単位）呼出し		○	現行V A N 1 2業務の機能統合に伴う廃止	59	I A T	請求情報照会		○	
48	W B I	SWB確定通知		○	決済機能の廃止	60	C R W 0 3	乗員上陸許可申請		○	
49	W B I 1 1	SWB確定通知呼出し		○		61	E D X	輸出申告変更（A E O通関業者用官署変更）	○		申告官署の自由化に伴う見直し
50	W B S	SWB情報通知		○		62	M E X	輸出マニフェスト通関申告変更（A E O通関業者用官署変更）	○		
51	I W B	SWB情報照会		○		63	I D X	輸入申告変更（A E O通関業者用官署変更）	○		
52	I I S	SWB請求情報一覧照会		○		64	M I X	輸入マニフェスト通関申告変更（A E O通関業者用官署変更）	○		
53	P A S	支払選択登録		○							
54	P A S 1 1	支払選択登録呼出し		○							

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（1）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

- 第6次NACCSにおいては、マイナンバー制度の導入に伴い、輸出入申告等の輸出入者コード欄等には「法人番号」を入力することとし、既存コードの活用を含めた運用方法について、またこれに伴い「輸入申告事項登録（IDA）」業務等における「識別符号」の入力方法について、検討する。

詳細仕様検討結果

項目	第6次NACCSにおける仕様
1. 法人番号の利用	第6次NACCSにおける輸出入申告業務等においては、原則として「法人番号」を輸出入者コードとして使用する。なお、法人番号を利用する場合の輸出入者コード体系については、「法人番号（13桁）+枝番（4桁）」とする。
2. JASTPROコード等の暫定利用	<p>既存の輸出入者コードの利用については、以下のとおり限定的に利用を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① JASTPROコード：法人番号と紐付けされた者、法人番号を持たない者又は個人に限る。 ② 税関発給コード：JASTPROコードと同等の扱いとする。
3. コード管理	<p>輸出入者コードについては、目的別に以下の2つのデータベース（DB）を利用して管理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 輸出入者ファイル（以下「輸出入者F」という。） <ul style="list-style-type: none"> → JASTPROコード、税関発給コード及び法人番号（注）を管理（各コード間の紐づけを含む。）する。 → JASTPROコード又は税関発給コードの入力がなされた場合、紐づけ情報に基づき、法人番号へ自動変換（出力）する。（出力情報には変換後の法人番号が表示されるが、参考情報として入力したJASTPROコードも表示する。） → 法人名、住所等の英文情報を管理し、帳票出力時等における自動補完に利用する。 → 包括評価、包括保険、AEO等の利用可否情報の登録を行い、入力時のチェックとして利用する。 → 担保、口座の利用可否チェックに利用する。 → 「輸出入者情報照会（IIE）」業務において利用する。 <p>注：輸出入者Fへ登録する法人番号は、法人の社名、住所の英文情報があるものに限る。このため、輸出入者Fへの登録によって得られるNACCSの各種サービス機能を利用したい者は、あらかじめ法人の英文情報についてJASTPROに申し出る（有償）ことが必要となる。なお、現状におけるサービス機能とは、英文自動補完、評価、保険、口座、担保等の利用や、電子的に行われた食品衛生届、動植物検疫等に係る他法令確認等が該当する。ただし、第6次NACCSでは、法人番号が付与されている法人に係る評価及び担保に関しては、輸出入者Fに登録が無い場合でも、税関による登録を可能とする。（法人番号DBへ登録されていることは必須）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 法人番号DB <ul style="list-style-type: none"> → 国税庁から入手する法人番号を管理する。 → 入力時における法人番号の存在チェックのみに利用する。 → 新規業務「法人番号情報照会（IIE01）」業務において利用する。

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（2）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

項目 第6次NACCSにおける仕様

4. 法人番号の紐づけ
 JASTPROコードと法人番号の紐づけ（1対1対応）作業については、今後（平成28年以降）、JASTPROにおいて実施（JASTPRO番号を保持する輸出入者から法人番号の情報を入手）する予定であり、税関発給コードについても税関において法人番号との紐づけ（1対1）作業を実施することから、当該作業の結果を輸出入者Fに登録することによって紐づけを管理する。当該紐づけを実施することによって、既存のJASTPROコードの入力が可能となり、英文による社名・住所の自動補完がなされる。
 また、JASTPROコード、税関発給コード、法人番号のいずれかが入力された場合であっても、既存のJASTPROコード又は税関発給コードに関連付けられている包括評価、担保、口座等を継続して利用することが可能となる。

5. 識別符号の変更
 現在、特定の業務において入力が必要とされている「識別符号」について、第6次NACCSでは、識別符号の種別変更を行うとともに必須入力とする。



【入力チェック】
 識別符号欄が未入力で、輸出入者コード欄に法人番号または、法人番号への変換が可能なJASTPROコードまたは税関発給コードが入力された場合は、識別符号欄に「1」を自動補完する。

識別符号欄 (入力)	輸出入者コード欄			
	法人番号	JASTPROコード/税関発給コード		入力無し (無符号)
		法人番号変換不可	法人番号変換可	
スペース	正常（1を補完）	エラー	正常（1を補完）	エラー
1	正常	エラー	正常	エラー
2	エラー	正常	エラー	正常
3	正常	正常	正常	正常

- 【対象業務】
- ①「輸入申告事項登録（IDA）」 ※ 申告等種別を問わない
 - ②「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」
 - ③「石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録（MWA）」 ※ 次期において入力項目を追加。
 - ④「輸出申告事項登録（EDA）」 ※ 1：申告等種別を問わない。 ※ 2：次期において入力項目を追加。
 - ⑤「輸出マニフェスト通関申告（MEC）」 ※ 次期において入力項目を追加。

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（3）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

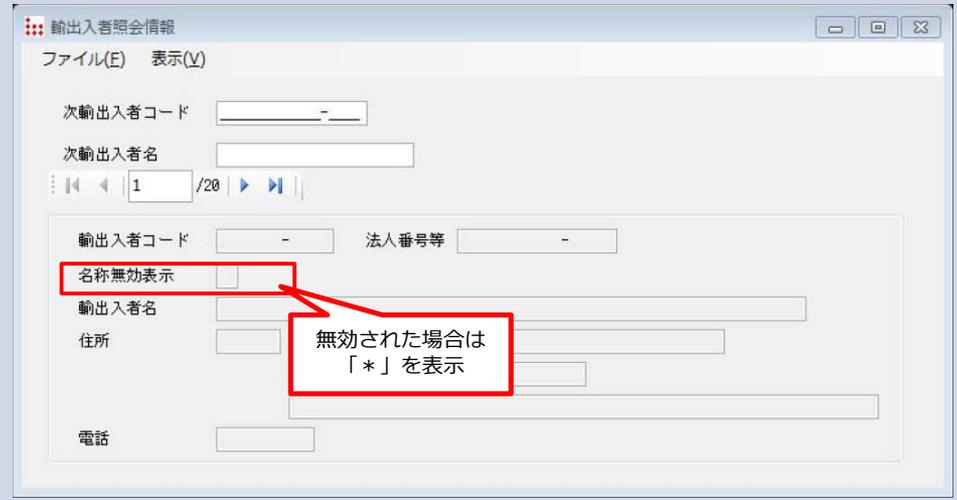
項目	第6次NACCSにおける仕様
----	----------------

6. 照会業務

- ①「輸出入者情報照会（IIE）」業務に一部仕様変更を実施する。
 - a. JASTPROコード、税関発給コードに加え、新たに「法人番号」による照会を可能とする。
 - b. 出力情報に「法人番号」欄を追加し、以下のとおり出力する。

輸出入者コード欄：JASTPROコード又は税関発給コードを出力
法人番号等欄：法人番号等を出力

- JASTPROコード、税関発給コードによる照会の際、紐づけされた法人番号情報がある場合に法人番号も出力する。一方、法人番号による照会では、紐づけされたJASTPROコード又は税関発給コードがある場合は、当該コードを出力する。
- 平成29年10月以降、税関発給コードについては更新作業が行われなかったため、社名変更が行われた場合は、国税庁が提供する法人番号の変更情報に基づき、輸出入者ファイル上で社名の無効化を行うこととしている。このため、IIE業務において、当該無効化が行われていることが確認可能となるよう、新たに「名称無効表示」欄を追加する。



IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（4）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

項目 第6次NACCSにおける仕様

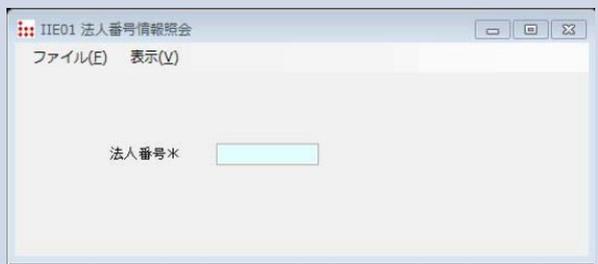
6. 照会業務
(続き)

- ② 「法人番号情報照会（IIE01）」業務を新規業務として新設し、法人番号による照会を可能とする。
 - a. 法人番号による照会を可能とする。（和名からの検索サービスは提供しない。）
 - b. 出力情報の詳細については、下表のとおりとする。

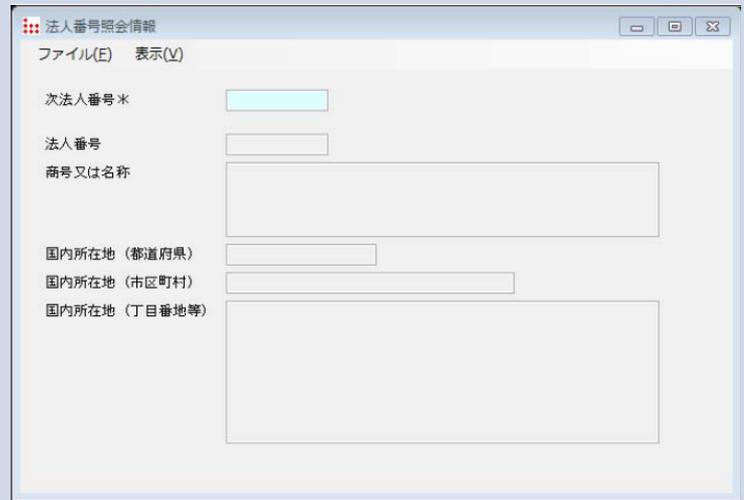
項目名	属性	桁数
法人番号	英数字	13
商号又は名称	日本語	150
国内所在地（都道府県）	日本語	10
国内所在地（市区町村）	日本語	20
国内所在地（丁目番地等）	日本語	300

c. 入力画面および照会結果画面は、次のとおりとする。

【入力画面】



【照会結果画面】



IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（5）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

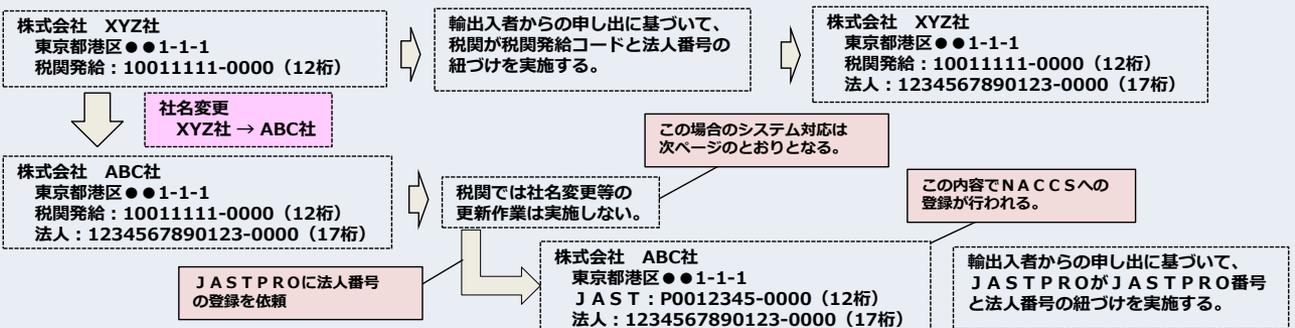
詳細仕様検討結果

項目 第6次NACCSにおける仕様

7. 法人番号入力対象業務および輸入者コード欄の桁数変更
 第6次NACCSで提供するオンライン業務において、「輸出入者コード」の入出力欄がある業務については、入出力欄の桁数を全て「13桁 + 4桁」の17桁に変更する。入力可能な輸出入者コードは、JASTPROコード、税関発給コード及び法人番号のいずれも可能とするが、社名・住所等の自動補完は、輸出入者ファイルに登録されているコードの入力があった場合のみとなる。
 注：海外仕出人・仕向人コードについては引き続き12桁とすることを予定している。

8. 税関発給コード
 平成29年10月以降における税関発給コードの取扱いは次のとおりとする。
 ① 既存の税関発給コードと法人番号の変換作業については、税関において実施する。
 ② 平成29年10月以降、法人番号を取得している者に対する新規コードの発給及び既存税関発給コードの更新作業（社名変更等）は実施しない。従って、社名、住所変更等が発生し更新作業が必要となった場合で引続き社名等の補完機能を希望する場合は、改めて法人番号の新規登録としてJASTPROを通じて手続きを行うことが必要となる。
 ③ なお、個人用及び海外仕出人・仕向人コードについては、税関発給コードを継続して発給する予定である。

1：法人番号を持つ法人に係る税関発給コードの取扱い



2：個人に係る税関発給コードの取扱い

山田 ●郎
東京都港区●●1-1-1

従前どおり、税関発給コードの発給が行われる予定。

3：海外仕出人等に係る税関発給コードの取扱い

Foreign Company
US CALIFORNIA ...

- ・個人に係る税関発給コード例：C1000123456789 (13桁)
- ・海外仕出人等に係る税関発給コード：100123450000 (12桁)
- ※ 現在、個人に発給している税関発給コードについては、税関において13桁に変換する。

IX 詳細仕様検討結果

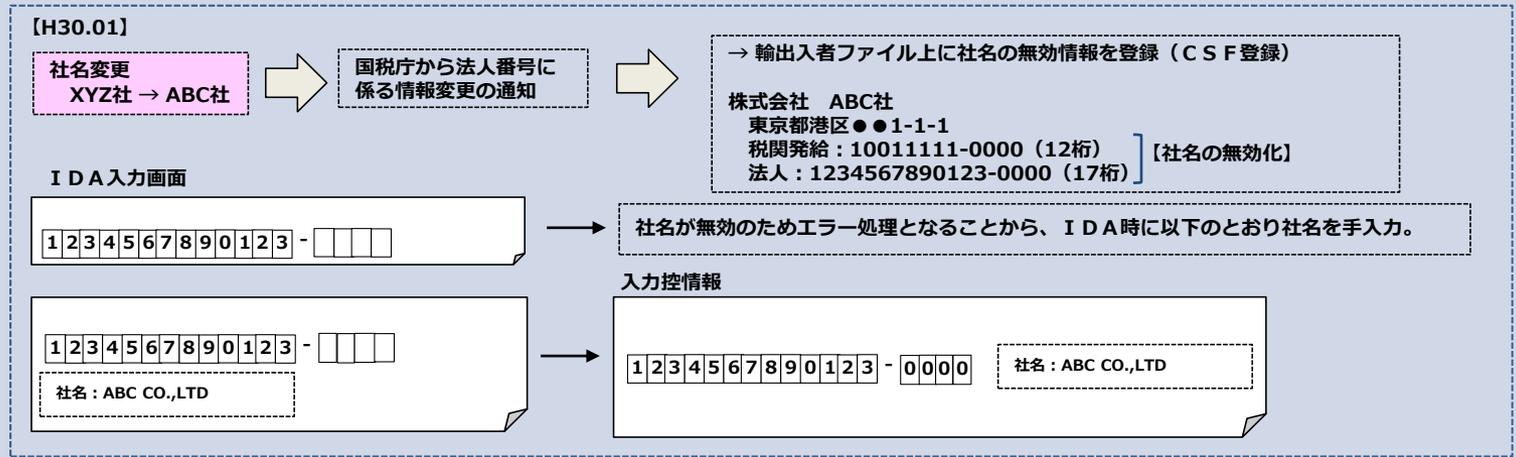
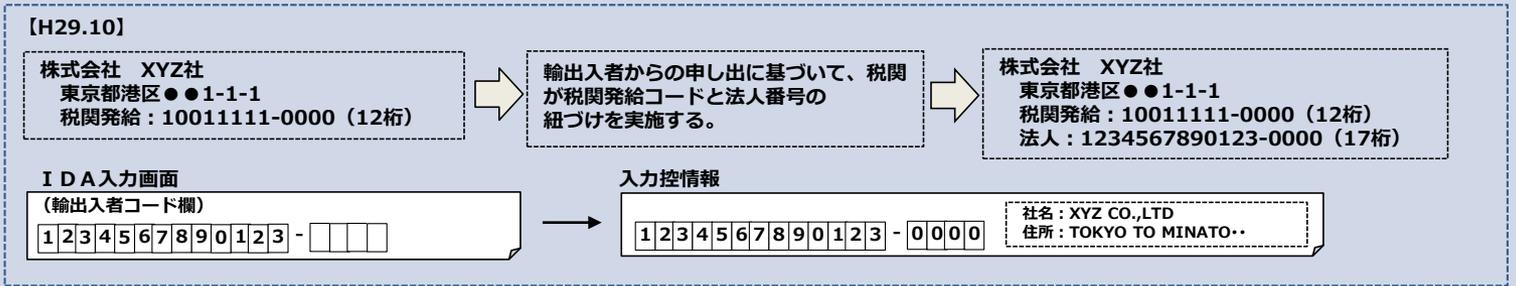
共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（6）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

項目 第6次NACCSにおける仕様

8. 税関発給コード
(続き)

4 : 税関発給コード変換後の法人番号に社名変更が発生した場合のシステム処理



社名変更後に社名等の自動補完を希望する場合は、JASTPROに対して法人番号に係る情報登録の申し出を行う必要がある。

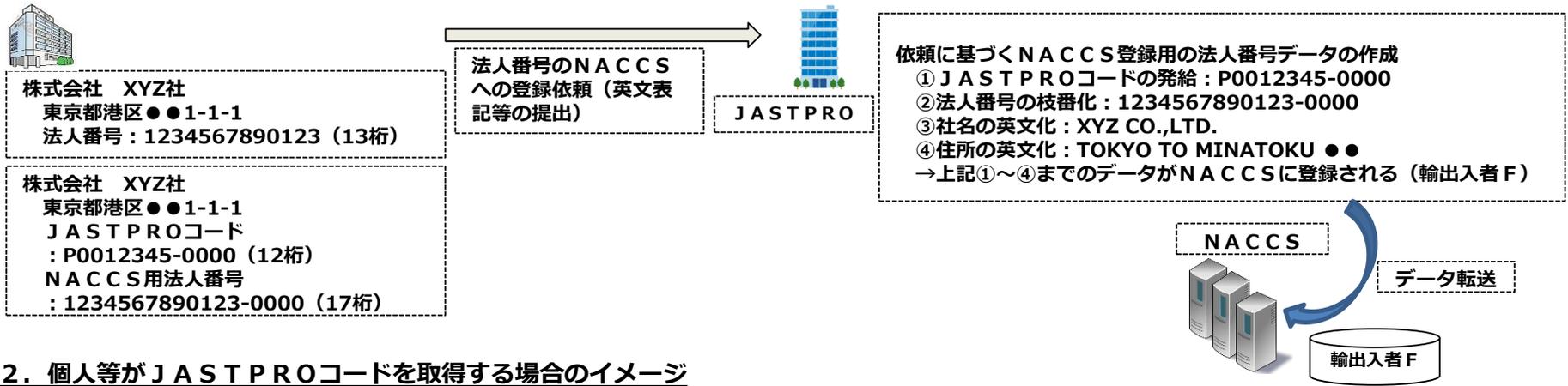
IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（7）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

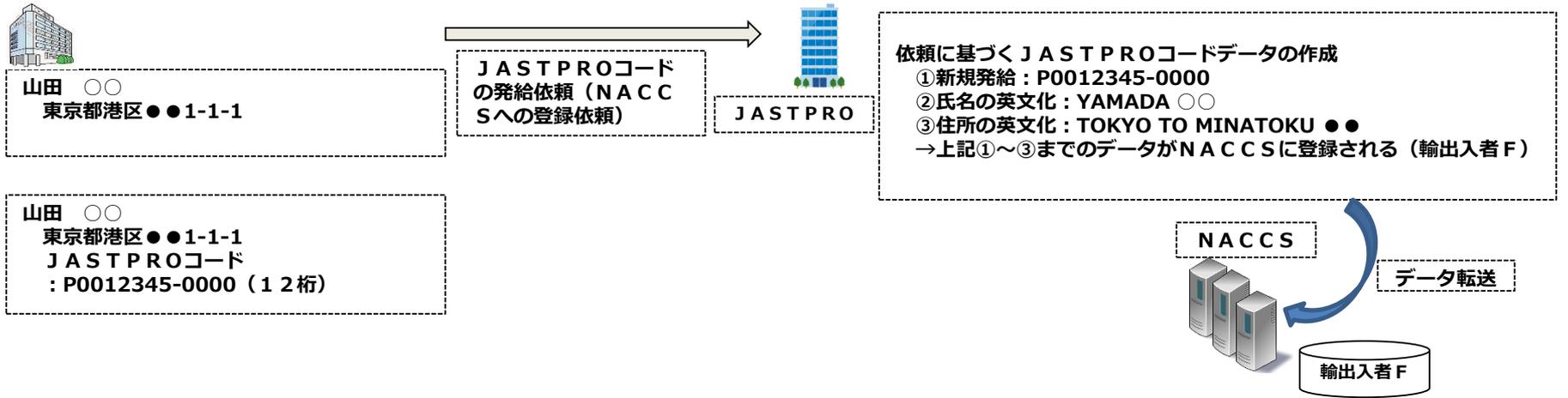
詳細仕様検討結果

【JASTPROに対する手続きイメージ】

1. 法人番号をNACCSの輸出入者ファイルへ登録するためのイメージ



2. 個人等がJASTPROコードを取得する場合のイメージ



IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（8）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

【入力等整理表（法人の場合）】

利用する輸出入者コード	入力コードの条件				法人番号 交換処理	存在等 チェック	英文自動 補完	社名等手 入力	評価 担保	口座・ 包括 保険	社名・ 住所の 更新	備 考	
	法人 番号	J A S T P R O コ ー ド	税 関 発 給 コ ー ド	紐 づ け 有 無									
法人番号 【13桁】 例：1234567890123	入 力	無	無	—	可	—	法人番号 DB	無	要	利用 可能	利用 不可	—	<ul style="list-style-type: none"> 評価/担保については、法人番号に直接登録することにより利用可能。 口座・包括保険を利用する場合は、JASTPROを通して法人番号および英語の社名および住所の登録が必要。
法人番号 【13桁】 例：1234567890123（13桁）	入 力	有	—	有	可	—	輸出入者 ファイル	有	不要	利用 可能	利用 可能	可	
【17桁 = 13桁 + 4桁（枝番）】 例：1234567890123-0000	入 力	—	有	有	可	—	輸出入者 ファイル	有	不要	利用 可能	利用 可能	不可	<ul style="list-style-type: none"> 社名の変更等があった場合は、税関発給コードに登録されている既存情報が無効になるため、変更になった社名および住所の手入力が必要。また、引き続き変更になった社名等の自動補完等を希望する場合、税関において更新手続きはしない為、新社名等と法人番号の紐づけ登録作業をJASTPRO経由で行うことが必要。
JASTPROコード 【8桁】 例：P0012345	有	入 力	—	有	可	有	輸出入者 ファイル	有	不要	利用 可能	利用 可能	可	
【12桁 = 8桁 + 4桁（枝番）】 例：P0012345-0000				無	不可	—	輸出入者 ファイル	—	—	—	—	可	<ul style="list-style-type: none"> 法人番号との紐づけが無いため、JASTPROコードの入力は不可。正常終了するには、法人番号の入力が必要。 社名・住所の更新は、JASTPROコード上の登録情報のみ可能。
税関発給コード 【12桁】 例：10012345-0000	有	—	入 力	有	可	有	輸出入者 ファイル	有	不要	利用 可能	利用 可能	不可	<ul style="list-style-type: none"> 社名の変更等があった場合は、税関発給コードに登録されている既存情報が無効になるため、変更になった社名および住所の手入力が必要。また、引き続き変更になった社名等の自動補完等を希望する場合、税関において更新手続きはしない為、新社名等と法人番号の紐づけ登録作業をJASTPRO経由で行うことが必要。
				無	不可	—	輸出入者 ファイル	無	—	—	—	—	—

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（9）
----	----------	---------------------------	----	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

【入力等整理表（個人又は法人番号を持たない法人の場合）】

利用する輸出入者コード	入力コードの条件				入力可否	法人番号変換処理	存在等チェック	英文自動補完	社名等手入力	評価担保	口座・包括保険	社名・住所の更新	備考
	法人番号有無	JASTPROコード	税関発給コード	紐づけ有無									
JASTPROコード 【8桁】 例：P0012345 【12桁=8桁+4桁（枝番）】 例：P0012345-0000	無	入力	—	—	可	無	輸出入者 ファイル	有	不要	利用 可能	利用 可能	可	
税関発給コード 【12桁】 例：10012345-0000 【17桁】 例：C100123450123-0000	無	—	入力	—	可	無	輸出入者 ファイル	有	不要	利用 可能	利用 可能	可	・H29.10月以降、税関発給コードの体系を17桁とする予定であり、17桁化を実施した場合、既存の12桁入力も可能とするが、NACCSでは17桁への変換処理を実施する。この場合、入力控等には、当初入力した12桁のコードを参考情報として出力する。
輸入者コード入力無し 【現行の無符号者と同じケース】	無	無	無	無	—	無	—	—	要	利用 不可	利用 不可	—	・個人又は法人番号を持たない法人に限り、輸出入者名および住所を手入力することで、正常終了。

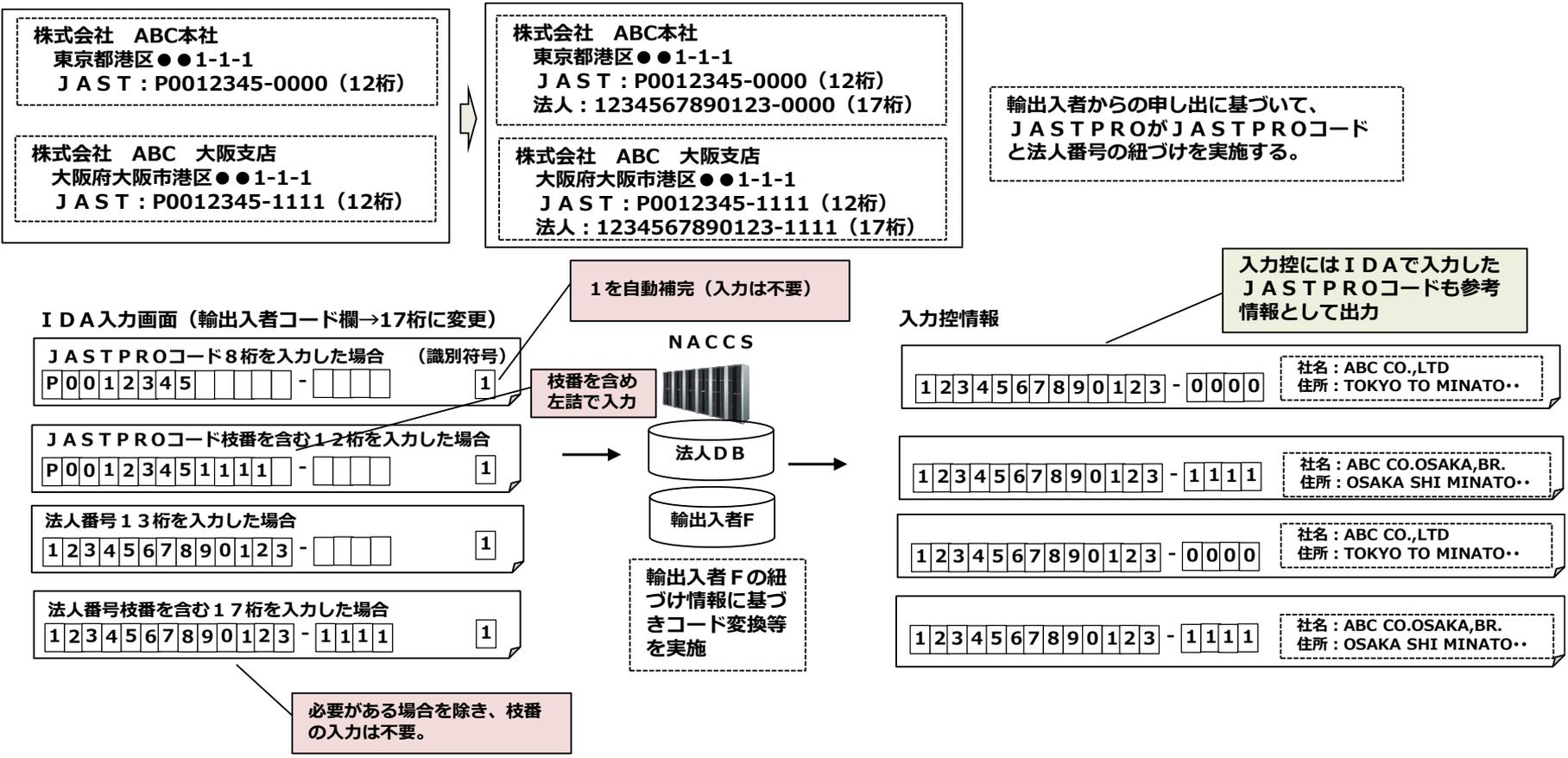
IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（10）
----	----------	---------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

【輸出入申告等における輸出入者コードの入力例】

パターン1：JASTPROコード/税関発給コードと法人番号の紐づけが行われている場合



注：上記においてJASTPROコードにかえて税関発給コードを入力した場合も、同様の処理となる。

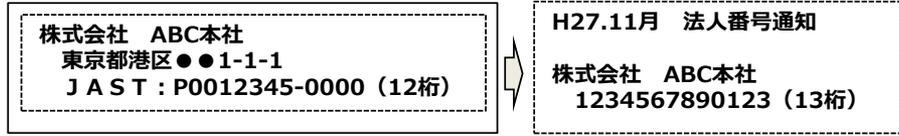
IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（11）
----	----------	---------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

【輸出入申告等における輸出入者コードの入力例（続き）】

パターン2：JASTPROコードと法人番号の紐づけが行われていない場合

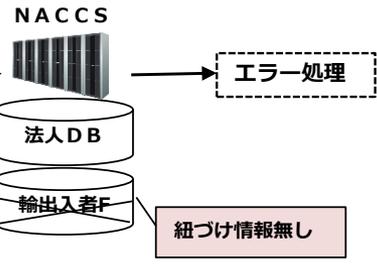


IDA入力画面（輸出入者コード欄→17桁に変更）

JASTPROコード8桁を入力した場合（識別符号）

P	0	0	1	2	3	4	5	-								
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

紐づけが行われていないコードが入力された場合は、識別符号「1」への変換が行えないため、エラーとして処理結果が通知される。



紐づけ情報無し

IDA入力画面

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	-					1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	---

社名：ABC CO.,LTD
住所：TOKYO TO MINATO..

上記エラーの場合は、法人番号の入力が必要となる。また、社名・住所は手入力となる。



入力控情報

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	-	0	0	0	0	社名：ABC CO.,LTD 住所：TOKYO TO MINATO..
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

紐づけ情報無し

- ・法人DBによる法人番号の存在チェック有り
- ・社名/住所の自動補完無し
- ・包括評価、担保は法人番号での登録が行われるまでの間、利用不可
- ・口座、包括保険等は、輸出入者Fに法人番号での登録が行われるまでの間、利用不可
(JASTPROコード (P0012345) での登録があっても、紐づけされていない為、利用は不可)

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（12）
----	----------	---------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

【輸出入申告等における輸出入者コードの入力例（続き）】

パターン3：輸出入者ファイルに法人番号の登録が無い場合

株式会社 ABC本社
東京都港区●●1-1-1
法人：1234567890123（13桁）

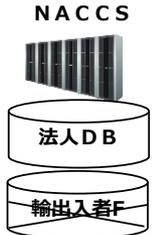
IDA入力画面

(識別符号)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	-					1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	---

社名：ABC CO.,LTD
住所：TOKYO TO MINATO..

輸出入者Fに登録が無いため、
全て入力が必要となる。



入力控情報

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	-	0	0	0	0	社名：ABC CO.,LTD 住所：TOKYO TO MINATO..
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

- ・法人DBによる法人番号の存在チェック有り
- ・社名／住所の自動補完無し
- ・包括評価、担保は法人番号での登録が行われるまでの間、利用不可
- ・口座、包括保険等は新規にJASTPROコードを取得し、輸出入者Fに当該JASTPROコード及び法人番号の登録が行われるまでの間、利用不可

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（14）
----	----------	---------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

【法人番号利用時に社名等の手入力を行った場合の識別表示】

法人番号入力時に社名等の英文が自動補完されなかった場合、手入力により社名等を入力することとなるが、当該手入力を行ったことが入力控上で容易にわかるよう、「輸入者名入力識別」欄を出力し「*****」を表示する。なお、当該欄は、現在入力控上は表示されていない「利用者整理番号」欄（注）を流用することとする。（注）「利用者整理番号」欄は申告控にのみ出力される項目。

入力控（例）

The screenshot shows a software interface for 'IDC 輸入申告' (IDC Import Declaration). The '輸入者' (Importer) section contains several fields, with the '輸入者名入力識別' (Importer Name Input Identification) field highlighted with a red box. Other fields include '代表税番', '申告種別', '区分', 'あて先税関 部門', '事項登録日', '特例あて先税関 特例部門', '申告番号', '申告条件', '申告予定年月日', '本申告', '住所', '電話', '税関事務管理人', '輸入取引者', '仕出人', '住所', '担保額', '納期限延長', '都道府県', 'BP 申請事由', '石油承認', '口座', '消費税有', 'たばこ登録', '納付方法', '構成', '枚', '欄', '記事(税関)', '輸入者(入力)', '通関', '輸入取引者(入力)', '(荷主)', '社内整理番号', '荷主セクションコード', and '荷主 Ref No.'.

対象業務

業務コード	出力情報
E D A	輸出申告等入力控情報
E D A 0 1	輸出申告等変更入力控情報
E A A	輸出許可内容変更申請入力控情報
I D A	輸入申告等入力控情報
I D A 0 1	輸入申告等変更入力控情報
M W A	石油製品等移出（総保出）輸入申告入力控情報
M W A 0 1	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更入力控情報
T K A 0 1	一括特例申告入力控情報
C C B	通関士審査内容（輸入申告等）情報
	通関士審査内容（石油製品等移出（総保出）輸入申告）情報
	通関士審査内容（一括特例申告）情報
	通関士審査内容（輸出申告等）情報

共通	航空 海上	第16回 第18回 ～ 第21回	WG	基本 IV-6-2	マイナンバー（法人番号）に係る対応（15）
----	----------	---------------------------	----	--------------	-----------------------

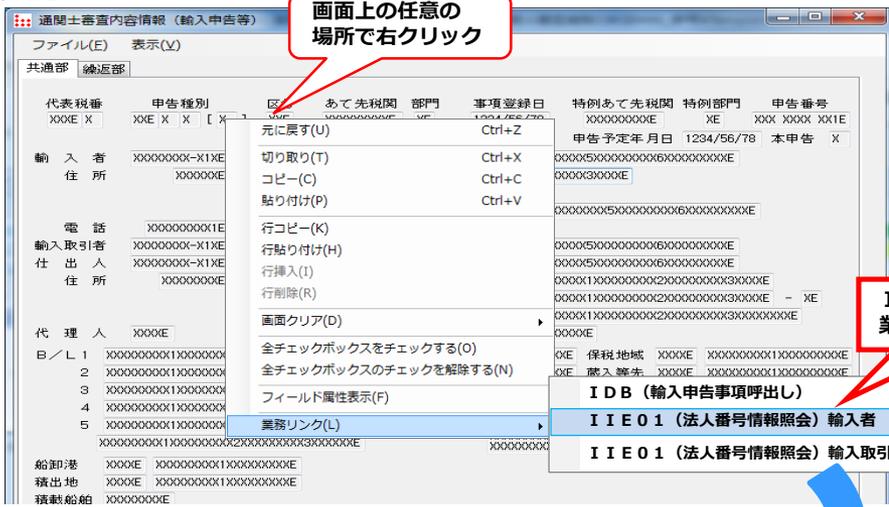
詳細仕様検討結果

【「法人番号情報照会（IIE01）」業務のリンク機能】

通関士審査等において入力控画面から輸入者名等の確認を可能とするため、「通関士審査（CCB）」業務、「輸入申告事項登録（IDA）」業務等の出力情報において、「法人番号情報照会（IIE01）」業務へのリンク機能を構築する。

例) 業務リンク: CCB ⇒ IIE01

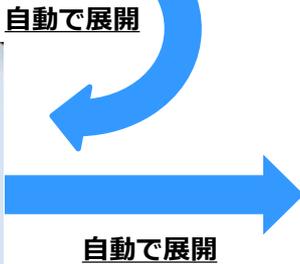
(CCB画面)



(IIE01照会結果画面)



(IIE01入力画面)



詳細仕様検討結果

財務省関税局・税関

平成29年10月から、税関長に提出する 輸出入申告等には、社会保障・税番号制度における 「法人番号」を記載していただく予定としております。

- 平成29年10月(※)から、輸出入申告書等の輸出入者符号の欄には、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)における「法人番号」を記載(入力)していただく予定としております。
(※)平成29年10月に予定されているNACCSの更改に併せて、輸出入申告等に「法人番号」を記載していただくこととなります。

 (参考1) 「法人番号」とは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第2条第15項に規定する法人番号です。
 (参考2) 輸出入申告以外の税関手続についても、JASTPROコード(法人)及び税関発給コード(法人)に代わって「法人番号」を記載していただく予定としております。
- JASTPROコード及び税関発給コードから「法人番号」への切替に当たっての必要な手続きについては、追ってお知らせします。

法人番号の最新情報は、国税庁HP

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>

マイナンバー制度の最新情報は、内閣官房マイナンバーHP

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

注意: マイナンバー(個人番号)の記載は不要です。

詳細仕様検討結果

参 考

- ▶ 平成25年5月31日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法法律の整備等に関する法律」（以下「番号法整備法」という。）が公布
⇒番号法整備法において「国税通則法第124条」を以下のとおり改正

（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、**調書**その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称。以下この項において同じ。）及び住所又は居所及び**番号（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所）**を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人（代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。）によつて当該書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。

2 （略）

3 第一項に規定する番号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。

- ▶ 平成27年4月3日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行期日を定める政令」が公布
⇒ マイナンバー法の施行期日は平成27年10月5日とし、同法附則第1条第4号に掲げる規定の施行期日は平成28年1月1日とする。

- ▶ 輸出入申告において申告すべき事項は、関税法施行令第58条（輸出申告の手続）、第59条（輸入申告の手続）に規定されており、申告事項のうち「住所」等は「その他参考となるべき事項」として関税法基本通達、税関様式基本通達において規定されている。

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第11回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-3	S I R 業務等の利用方法の見直し（1）
----	----------	------------------------------	----	--------------	-----------------------

・「船積指図書（S/I）情報登録（S I R）」業務等の荷主業務と後続業務の連携強化の方法について関係者間で協議を行い見直しを図る。

詳細仕様検討結果

海 上		サ ブ W G 検 討 結 果			参 照
【S I R 業務の位置づけと後続業務との関連を整理】					
①	S I R 業務と後続業務との業務フローの再整理	・海上における輸出については、B/L 関連と申告関連を別の業務フローとして整理する。			P 81～P82
		・B/L 関連については、S I R を A C L の上流情報と位置付け、S I R の項目は A C L の項目に原則として合わせる。（S I R を A C L の先行業務として必須化するものではない。）			—
		・申告関連については、E C R - E D A（一部：I V A - I V B - E D A）を基本ルートとして、この間の業務項目は可能な限り統一性を持たせる。			—
		・ただし、S I R の情報のうち、E C R、I V A に利用可能な項目については、情報の流用（呼出し）を可能とする。（I V A 業務時に S I R 業務から情報を呼出す新規機能を追加）			—
②	S I R と船腹予約情報登録業務及びブッキング情報登録との連携	・「ブッキング情報登録（B K R）」業務の項目のうち、S I R 業務に流用可能な項目は呼出しを可能とする。			—
		・「ブッキング情報登録（B K R）」業務の先行業務として「船腹予約登録（B R R）」業務を新設する。			船腹予約業務のシステム化参照
【S I R 業務の入力項目について後続業務との関連を踏まえて整理】					
③	B K R / S I R / E C R / I V A / E D A / A C L 等の関連業務における項目の検討	・項目内容の統一化を図るため、各業務において項目追加および見直しを図る。			個別の業務間マッピング表
		・マッピング表を作成、項目遷移の整理及び項目内容の統一化を図る。			
【I V A 業務の見直し】					
④	I V A 業務の位置づけと情報連携の強化	・I V A 業務は商業用インボイスとしての利用を最優先せず、プロフォーマインボイスとしての利用を前提とする。（商業用インボイスとしての利用を否定するものではなく、商業用としての利用は引き続き視野に入れる。）			—
		・P A A（Pan Asian e-Commerce Alliance）*フォーマットへの準拠は継続する。			—
		・S I R の項目のうち I V A で利用可能な項目については、呼出しを可能とする。（新規機能）			—
		・I V A 業務の荷主以外の利用について、仕様上は通関業の利用も可能とするが具体的な運用は関係者間で継続検討する。			—

IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第11回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-3	S I R業務等の利用方法の見直し（2）
----	----------	------------------------------	----	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

海 上

項番	項 目	サ ブ W G 検 討 結 果	参照
【 I I R業務】			
⑤	I I R業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ I I R業務は、後続業務との連携を一部実施する。 ・ I I R業務で荷主から送信される「荷主リファレンス番号」「荷主セクションコード」について、I D A業務で流用（呼出し）可能となるよう I D A業務の入力項目に追加する。 	— —

航 空

項番	項 目	サ ブ W G 検 討 結 果	参照
【 E I R業務の位置づけと後続業務との関連を整理】			
⑥	E I R業務と後続業務との業務フローの再整理	・ E I Rの情報のうち、I V Aに利用可能な項目については、情報の流用（呼出し）を可能とすることを検討したが、第6次N A C C Sでは見送りとする。	—

【 I V A業務の見直し】

⑦	前記海上④に同じ	前記海上④に同じ（ただし、I V Aにおける呼び出し可能化は除く。）	④に同じ
---	----------	------------------------------------	------

そ の 他

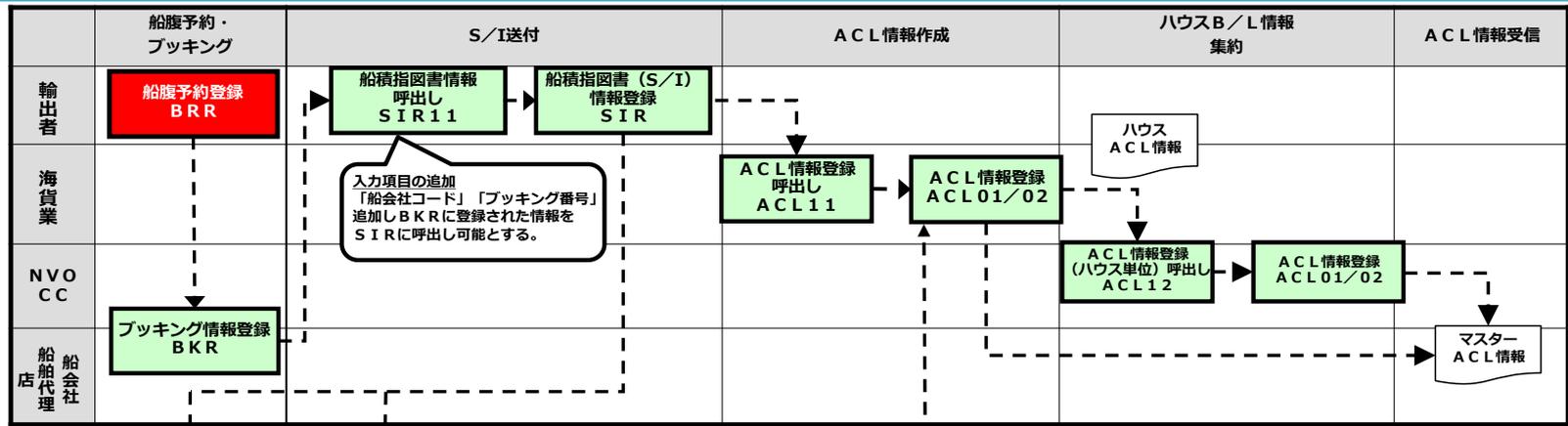
項番	項 目	サ ブ W G 検 討 結 果	参照
【業務の統廃合】			
⑧	S I R業務とE I R業務の統合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ S I R業務とE I R業務の統合について、第6次N A C C Sでは見送りとする。 ・ 現行S I R業務を廃止し、現行S I R 0 2業務を 新S I R業務とする。 ・ 現行E I R業務を廃止し、現行E I R 0 2業務を新E I R業務とする。 ・ 現行I V A業務を廃止し、現行I V A 0 2業務を 新I V A業務とする。 	— — — —

Ⅹ 詳細仕様検討結果

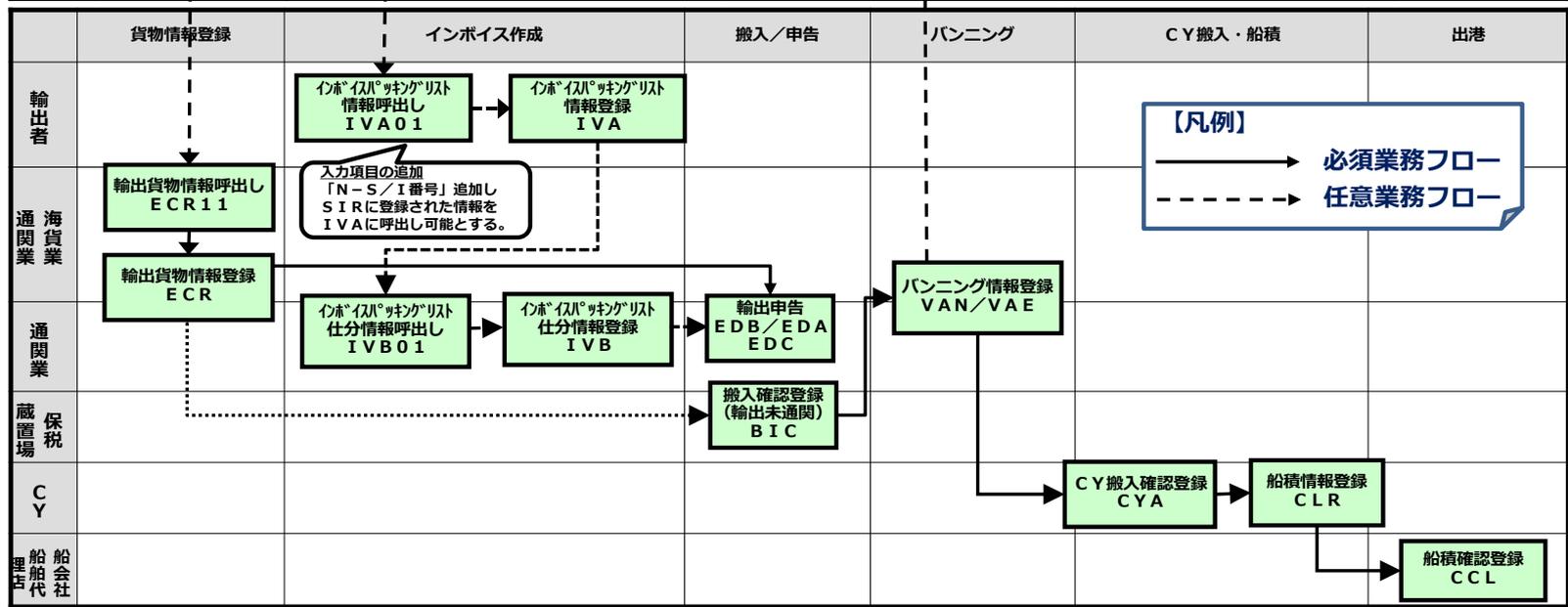
共通	航空 海上	第11回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-3	S I R業務等の利用方法の見直し(3)
----	----------	------------------------------	----	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

(BL作成関連フロー)



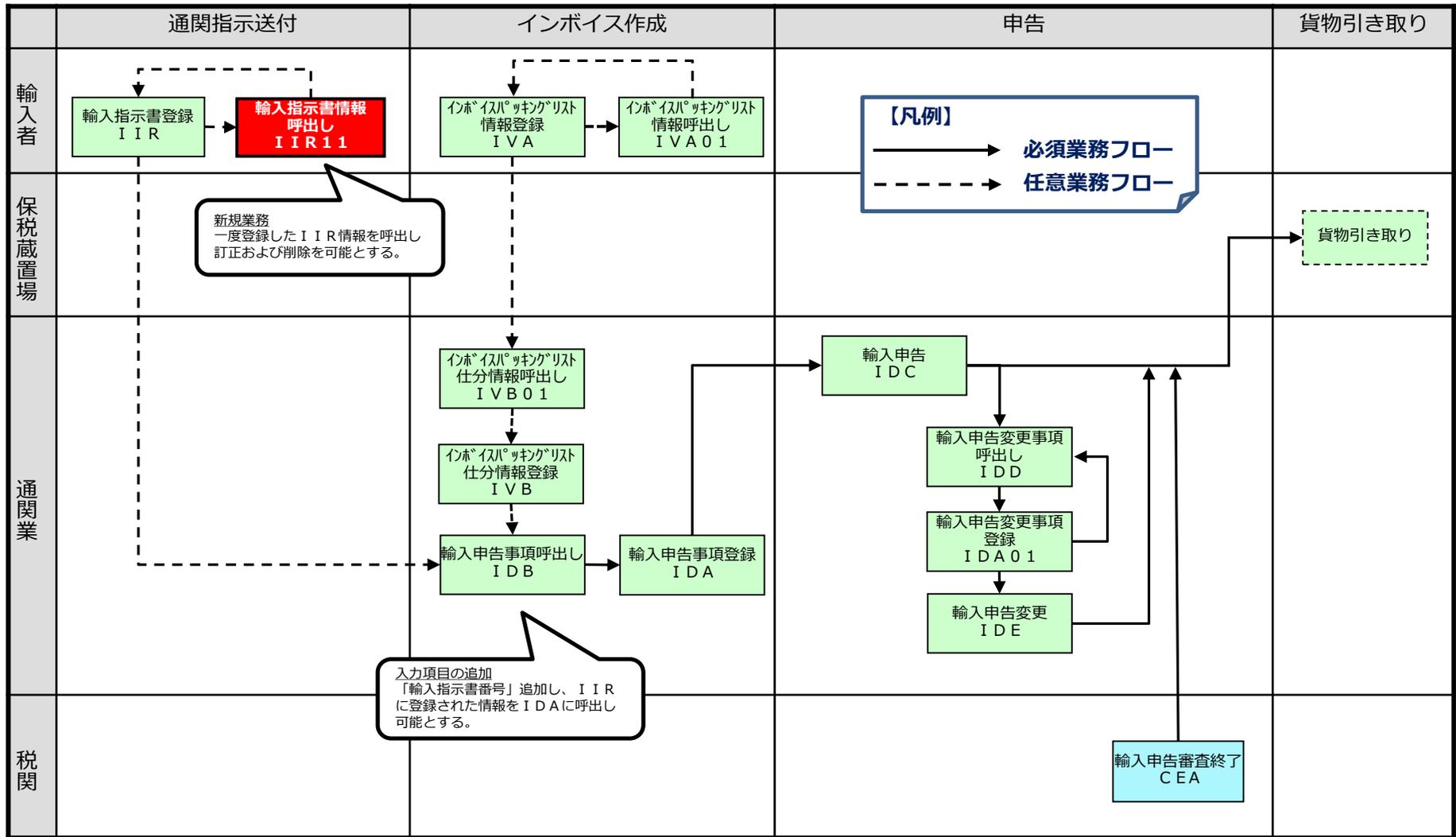
(申告関連フローおよび貨物業務フロー)



IX 詳細仕様検討結果

共通	航空 海上	第11回 第19回 第20回 第21回	WG	基本 IV-6-3	S I R業務等の利用方法の見直し（4）
----	----------	------------------------------	----	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果



IX 詳細仕様検討結果

共通貨物 航空海上 第10回WG 基本IV-3 海上システムにおける航空貨物の取扱いの廃止（1）

- 海上機能で航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上機能で、航空貨物は航空機能で処理することを原則とする。（海上／航空の両機能間で情報連携機能が必要なイレギュラーケースについては、当該機能を提供する。）

詳細仕様検討結果

- NACCSは、上流～下流まで一連の業務を連携して処理することが大きなメリットであるが、航空貨物を海上機能で処理することを可能としているため、貨物情報の分断が生じる等、本来のメリットが損なわれる状況となっている。
- 現在、航空機能を導入していない空港地区において航空機能を導入することによって、電子化の進展による事務の効率化やペーパーレス化を図ることができる。



- 海上機能で航空貨物を取扱う機能を廃止し、海上貨物は海上機能で、航空貨物は航空機能で処理することとする。
- イレギュラーケースである以下の2ケースについては、情報の継続性を確保するため、新規業務により情報連携を可能とする。
 - 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急遽、航空貨物として輸出する場合
 - 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を、航空貨物として積み戻す場合

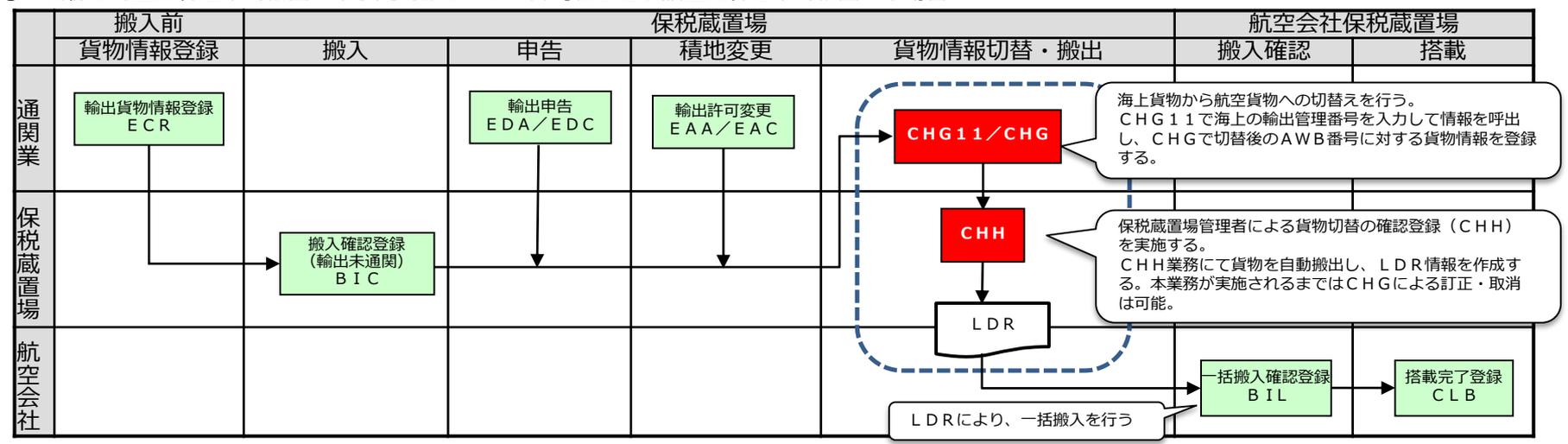
海上／航空の両機能間で情報連携を行うための 新規業務の概要（業務フローは次頁を参照）

業務コード等	CHG11：貨物情報切替登録呼出し（入力者：保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC）
主な機能	① 新規登録時の呼出し ：海上貨物（輸出管理番号）から切替後の航空貨物に必要な情報（個数、重量等）を呼び出す。 ② 訂正・取消の呼出し ：CHG業務にて登録した航空貨物（B/L番号）を入力し、情報を呼出す。
業務コード等	CHG：貨物情報切替登録（入力者：保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC）
主な機能	① 新規登録 ：輸出管理番号と切替後の航空貨物の情報を入力し、航空貨物情報を作成する。なお、航空貨物情報作成後は、海上貨物に対する業務更新を不可とし、航空貨物については『貨物情報切替確認情報（CHH）』業務が実施されるまで業務更新を不可とする。 ② 訂正 ：CHG業務にて登録された航空貨物情報を入力し、航空貨物情報を更新する。なお、CHH業務が実施されるまでの間は訂正可能。 ③ 取消 ：輸出管理番号とCHG業務にて登録したAWB番号を入力し、航空貨物情報を削除する。なお、入力された海上貨物はCHG業務実施前の状態に戻し、CHH業務が実施されるまでの間は取消可能。
業務コード等	CHH：貨物情報切替確認情報（入力者：保税蔵置場）
主な機能	CHG業務にて登録された情報を確認した旨を登録する。航空貨物情報についてはLDR情報を出力し、貨物の搬出を行う。また、CHH業務を契機にCHG業務での訂正・取消を実施不可として、海上貨物情報を削除する。

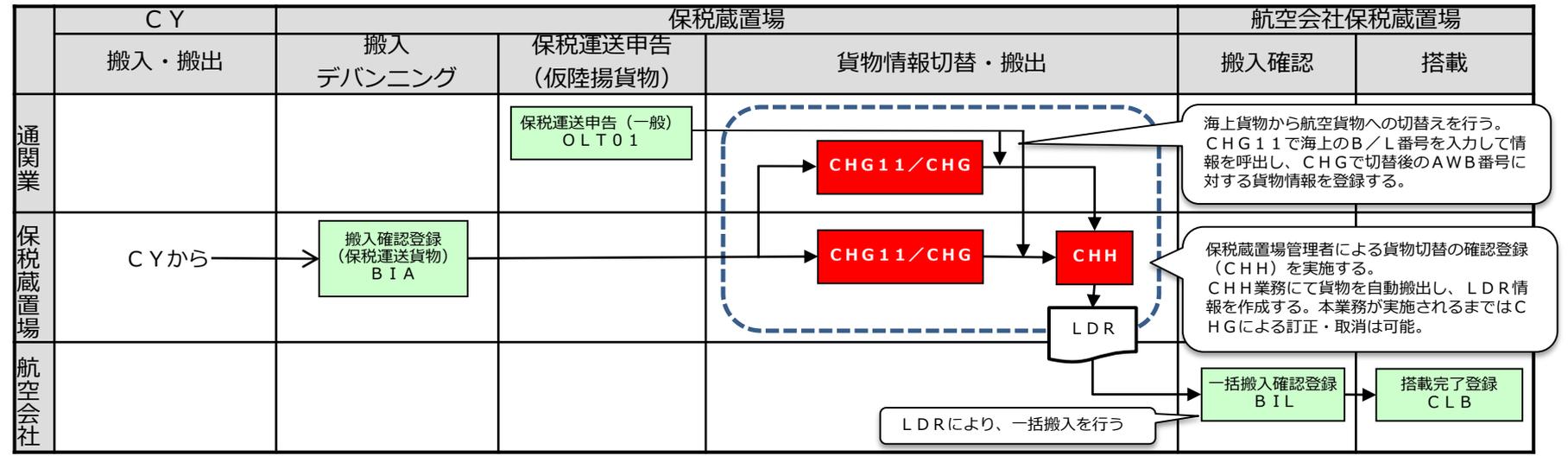
IX 詳細仕様検討結果

詳細仕様検討結果

① 当初は海上貨物として輸出する予定であったが、許可後急きょ航空貨物として輸出する場合



② 船舶から仮陸揚げされた海上貨物を航空貨物として積み戻す場合



IX 詳細仕様検討結果

貨物共通	海上	第12回 第15回	WG	基本 IV-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化（1）
------	----	--------------	----	------------------	----------------------

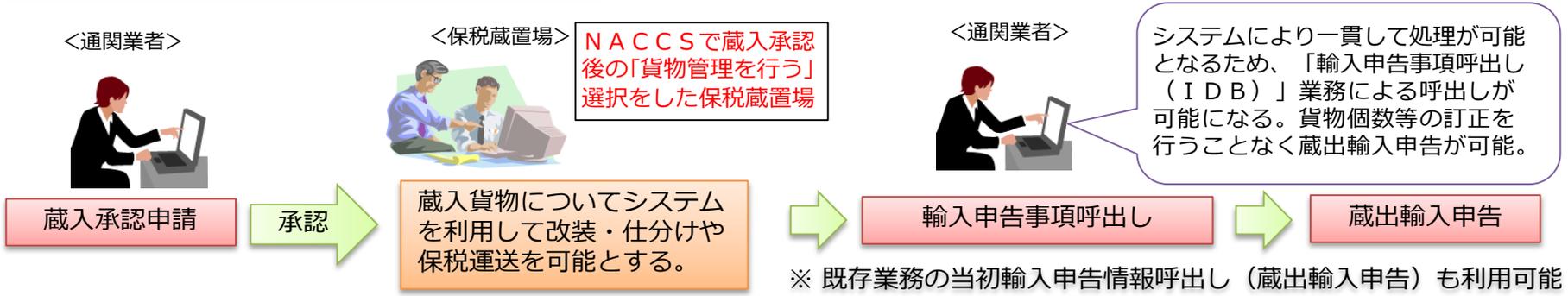
- ・ 蔵入承認申請済 又は 移入承認申請済の貨物について、一定期間経過後であってもシステムで後続業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

1. 蔵入後における後続業務の可能化については、実績の多い海上貨物を対象とし、実績の少ない航空貨物は対象外とする。
2. 移入貨物については、在庫管理業務が複雑でありシステム化に馴染まないことから、対象外とする。
3. 後続業務を可能とするため、その対象貨物については、蔵入後も貨物情報DBにおいて管理を行う。
4. 保税蔵置場毎に、蔵入貨物についてNACCSで蔵入承認後の貨物管理を ①「行う」、或いは、②「行わない」、のいずれかを選択ができる仕組みとし「行う」を選択した場合に、蔵入後も貨物情報DBにおける管理を行い、後続業務を可能とする。
なお、当該選択については、あらかじめNACCSに登録を行うことを必要とする。
5. 上記4で「貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場においては、蔵入後において、以下のシステム処理を可能とする。
① 蔵入承認済貨物に関する搬出入 ② 蔵入承認済貨物の改装・仕分け ③ 蔵入承認済貨物情報の呼出し
④ 蔵入承認済貨物の保税運送申告 ⑤ 蔵入承認済貨物情報の照会
6. 上記4で「貨物管理を行う」選択をした保税蔵置場に蔵置されている貨物については、蔵出申告時に、蔵入申請時の申告情報の呼出しを可能とし、貨物情報のチェックを行う。

【 ※ 3.～6. については、仕様の一部変更・新規追加 】

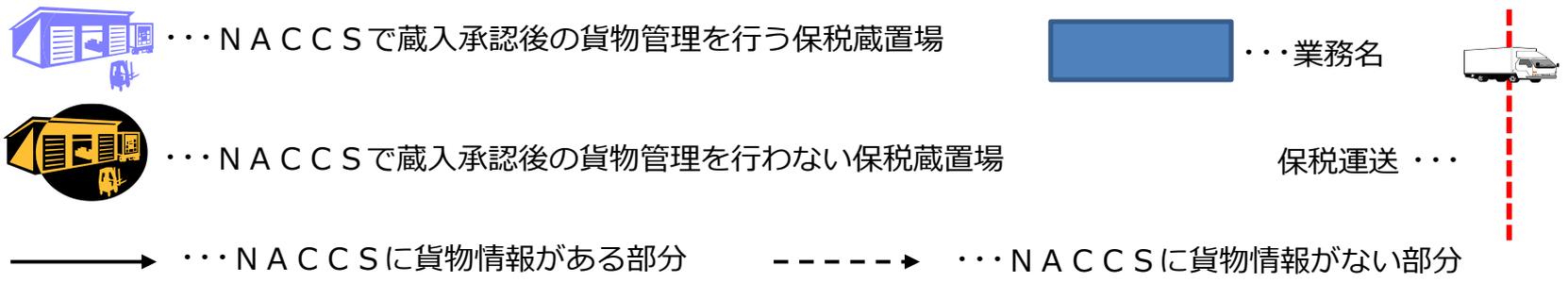
蔵入承認後におけるシステム処理イメージ



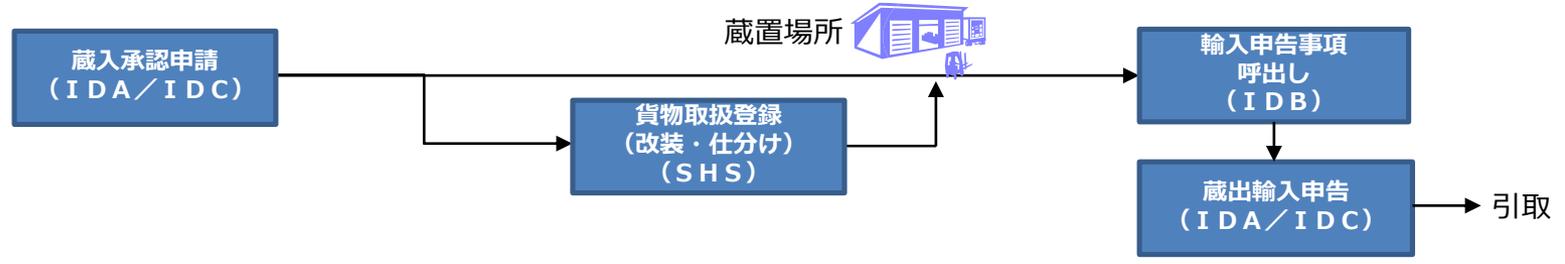
IX 詳細仕様検討結果

詳細仕様検討結果

(凡例)



① 蔵入承認 (併せ運送なし) (貨物管理あり)



② 蔵入承認 (併せ運送なし) (貨物管理なし)

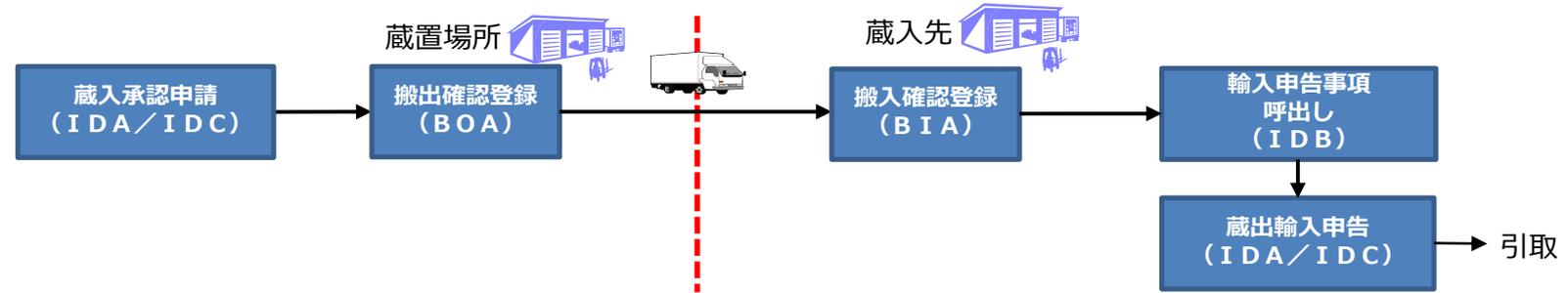


IX 詳細仕様検討結果

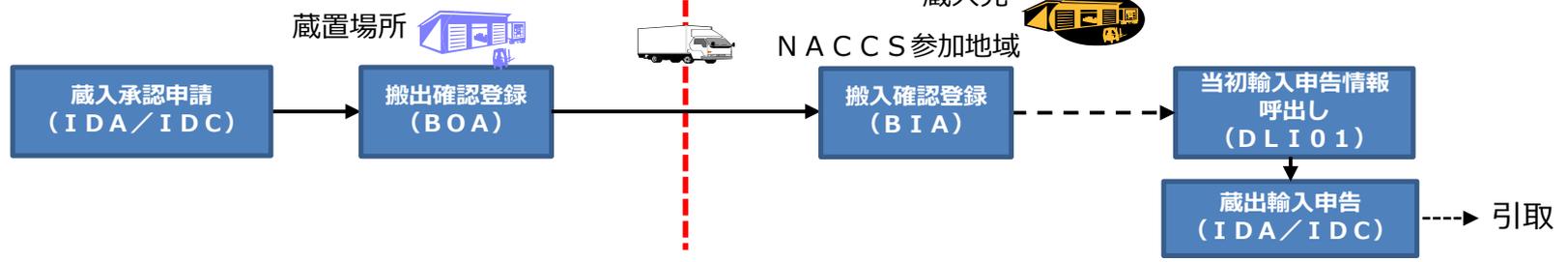
貨物共通	海上	第12回 第15回 WG	基本 IV-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化 (3)
------	----	-----------------	------------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

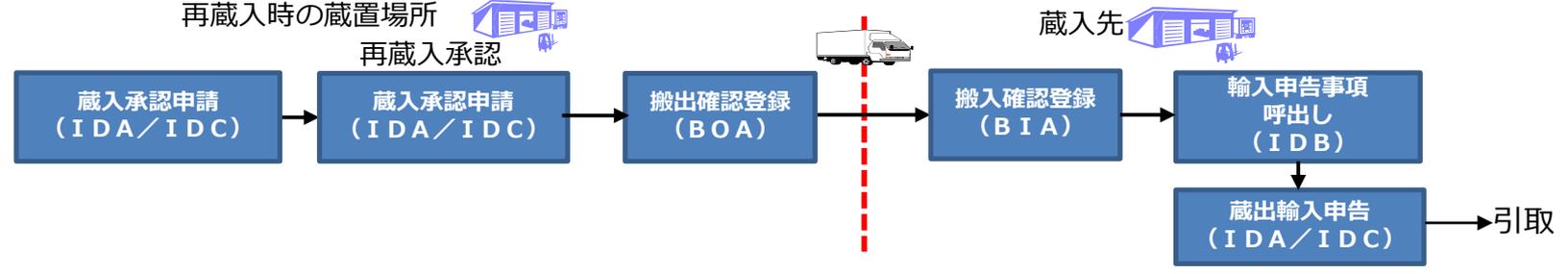
③ 蔵入承認 (併せ運送兼用) (貨物管理あり → あり)



④ 蔵入承認 (併せ運送兼用) (貨物管理あり → なし)



⑤ 再蔵入承認 (併せ運送兼用) (貨物管理あり → あり)



IX 詳細仕様検討結果

貨物共通	海上	第12回 WG 第15回	基本 IV-5-1-(3)	蔵入及び移入貨物の後続業務の可能化 (4)
------	----	-----------------	------------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

